

湯上市
子ども・子育て支援事業計画（仮称）

【案】

平成27年

湯上市

はじめに

市長の挨拶文が入ります。

平成 27 年 3 月 潟上市長 石川 光男

目 次

第1編：総論.....	1
第1章 計画の概要.....	2
1. 計画の趣旨.....	2
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画の期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1. 湯上市の概況.....	5
2. アンケート調査結果のポイント.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1. 計画の基本的な方向.....	25
2. 計画の体系.....	27
第2編：子ども・子育て支援事業計画.....	28
第1章 事業推進の考え方.....	29
1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方.....	29
2. 新制度の全体像.....	31
第2章 事業の推進.....	34
1. 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進.....	34
1-1：施設型給付.....	34
1-2：地域型保育給付.....	35
2. 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	36
2-1：通所系事業.....	36
2-2：訪問系事業.....	39
2-3：相談支援.....	40
2-4：その他の事業.....	41
3. 仕事と生活の調和の促進.....	42
4. その他の支援事業の推進.....	44
第3章 事業の計画目標.....	49
1. 教育・保育事業の確保策.....	49
2. 地域子ども・子育て支援事業の確保策.....	50

第3編：子ども・子育て支援施策の推進.....	51
第1章 施策推進の考え方.....	52
1. 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方.....	52
2. 次世代育成支援に関わる国の方向性.....	53
第2章 施策の展開.....	54
基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援.....	54
1-1：子どもたちの健全育成.....	54
1-2：交流事業の充実.....	57
基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備.....	62
2-1：家庭の子育て力の強化.....	62
2-2：母親と子どもの健康の確保.....	64
基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実.....	70
3-1：学校環境の整備.....	70
3-2：地域の子育て力の強化.....	74
基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保.....	75
4-1：子育てバリアフリーの推進.....	75
4-2：子どもの安全の確保.....	77
基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実.....	80
5-1：障がい児施策の充実.....	80
5-2：ひとり親家庭に対する支援の充実.....	82
第4編：計画の推進体制.....	84
第1章 計画の推進体制.....	85
1. 子ども・子育て会議による進捗評価.....	85
2. 庁内における進捗評価の体制.....	85
3. 関係機関等との連携・協働.....	86
4. 計画の周知.....	86
第2章 進捗評価の仕組み.....	87

第 1 編：総論

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

近年の急速な少子化、核家族化、高齢化の進行、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月施行）により、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。

その後も平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和と実現」と「多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の再構築」を「車の両輪」として進めてきました。

こうした“子育て家庭”を社会全体で支援するという考え方によって子育て支援が実施されてきましたが、その間にも少子化、未婚・晩婚化の進行はとどまりませんでした。

これを受け、“社会全体”で子ども・子育てを支援する」という考え方にに基づき、平成22年1月には今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的考え方に基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指すべき社会への政策4本柱として、施策を推進してきました。

さらに、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。

この「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

本市においても、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、市民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、新たに「潟上市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

○計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長（平成37年3月31日まで）されたことから、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けられます。

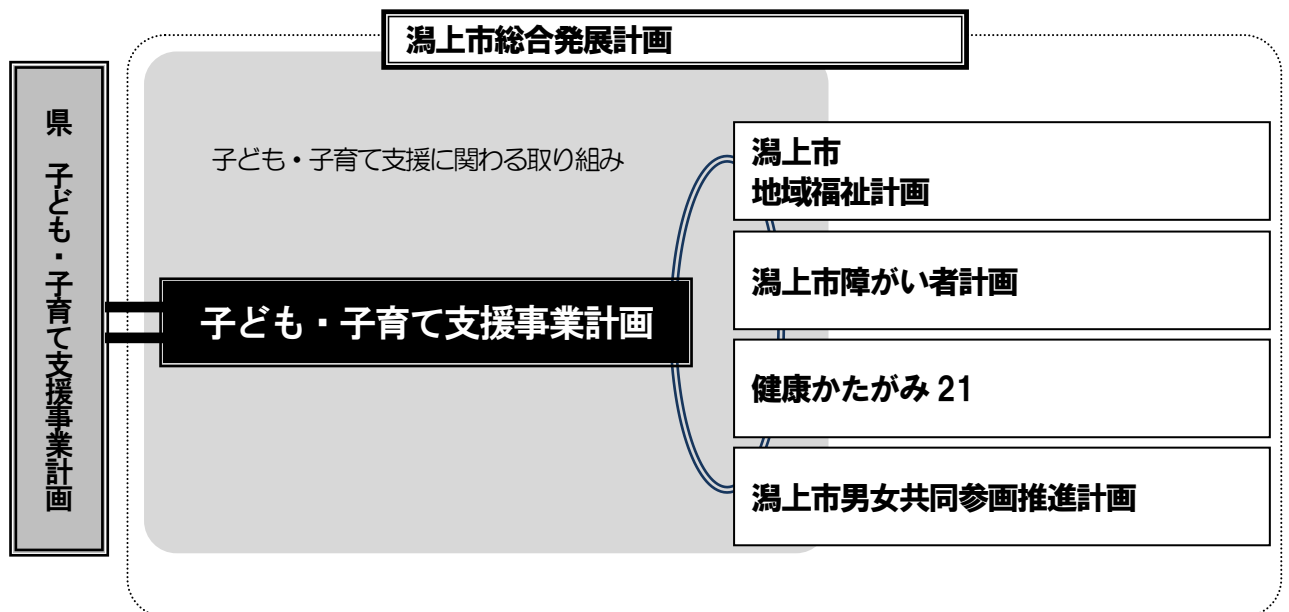
上位計画である「潟上市総合発展計画」やその他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

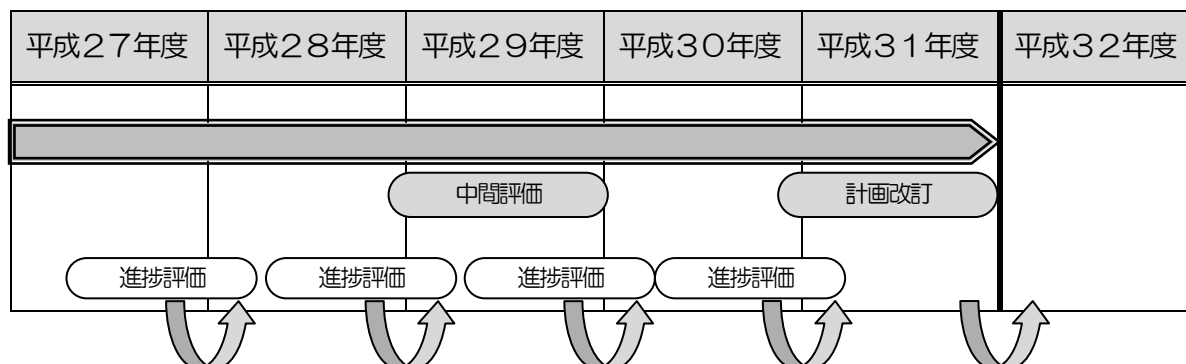
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【諸計画の関係】



3. 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に差異がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

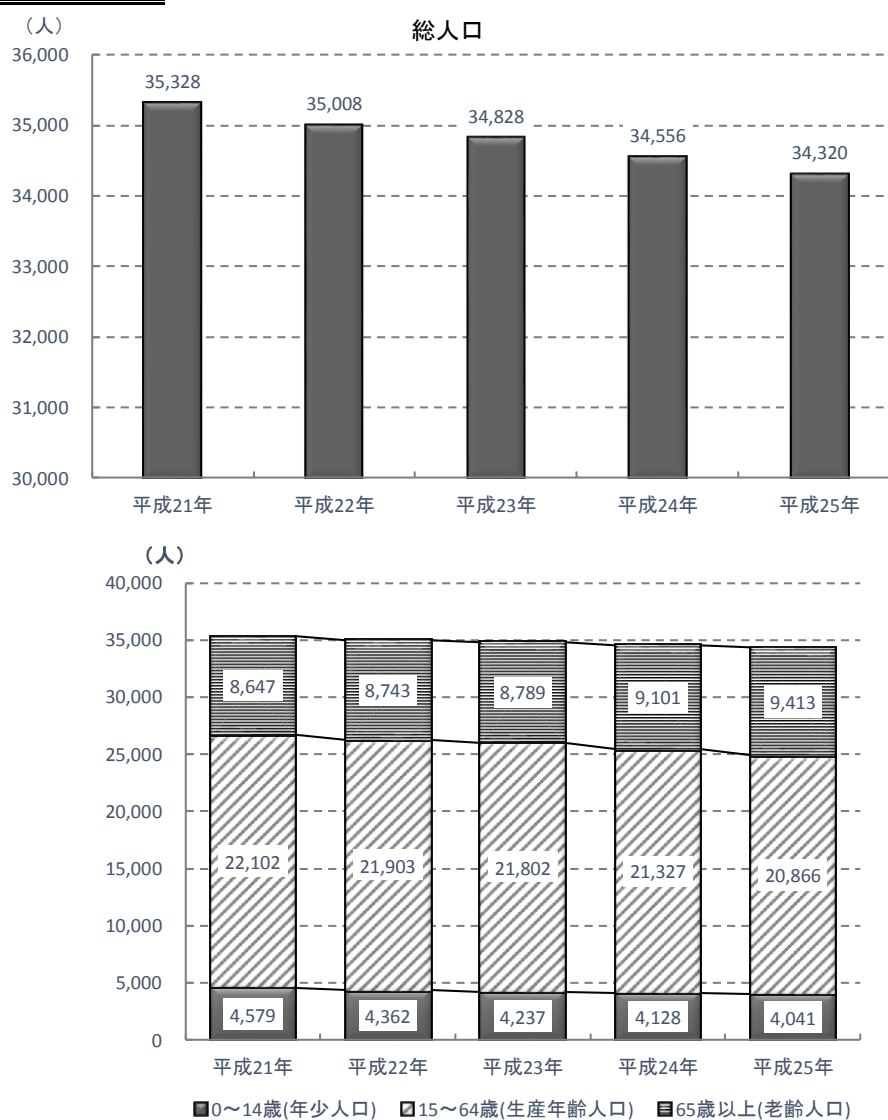


第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 湯上市の概況

(1) 人口及び世帯の推移

1) 市の総人口

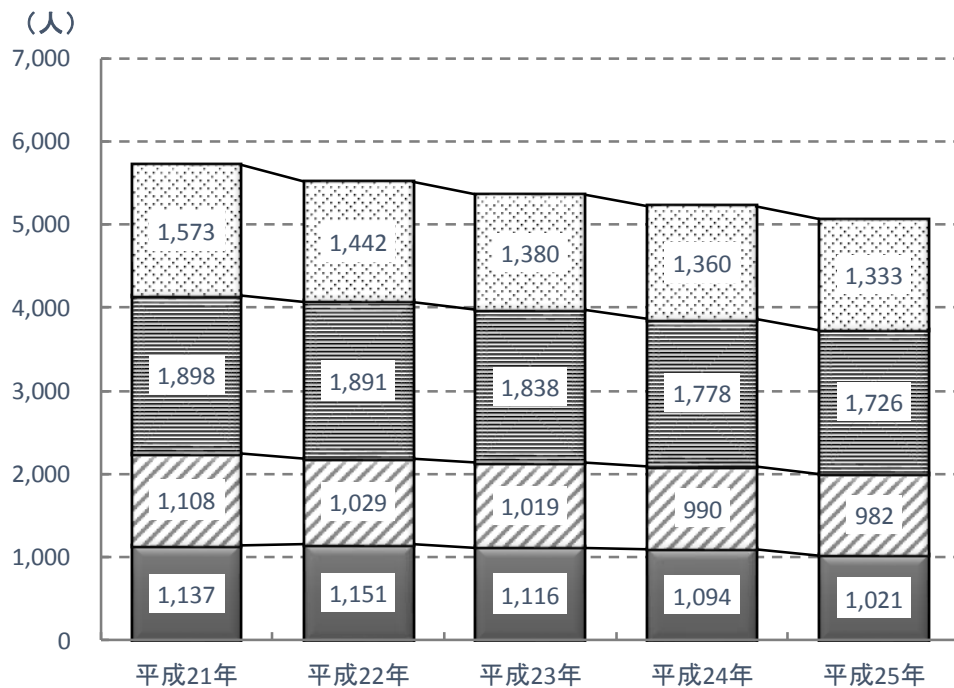


各年4月1日時点

平成21年から平成25年までの人口をみると、毎年減少を続け、5年間で1,000人減となっています。

市の人口を「0歳～14歳（年少人口）」「15歳～64歳（生産年齢人口）」「65歳以上（高齢人口）」の3区分でみると、平成21年から平成25年までの年少人口と生産年齢人口は減少を続けています。一方、高齢人口は増えています。

2) 18 歳未満人口



■ 15～17歳(高校生など) ■ 12～14歳(中学生) ■ 6～11歳(小学生) ■ 0～5歳(乳幼児)

各年4月1日時点

乳幼児人口の推移

(人)

	総人口	0 歳～5 歳		内訳					
		人口	比率	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
平成 21 年	35,328	1,573	4.45%	233	234	250	250	297	309
平成 22 年	35,008	1,442	4.12%	174	244	231	250	255	288
平成 23 年	34,828	1,380	3.96%	196	178	254	242	251	259
平成 24 年	34,556	1,360	3.94%	210	207	182	262	245	254
平成 25 年	34,278	1,331	3.88%	202	221	210	191	263	244

各年4月1日時点

平成 21 年から 25 年までの 18 歳未満の人口をみると、「0 歳～5 歳(乳幼児)」「6 歳～11 歳(小学生)」「12 歳～14 歳(中学生)」「15 歳～17 歳(高校生など)」のいずれの年齢層でも人口が減少しています。

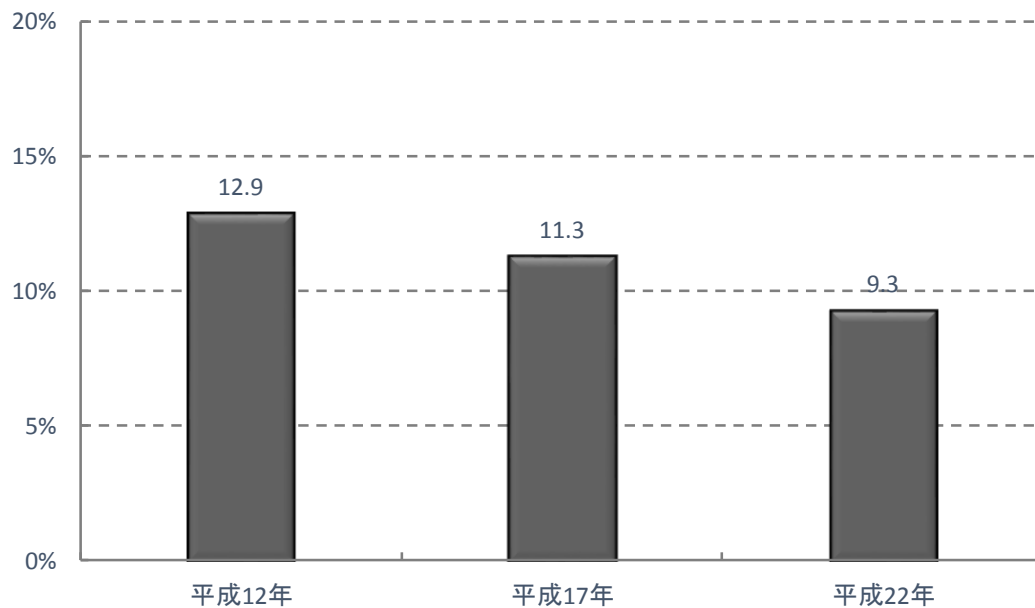
乳幼児では、平成 21 年から 25 年までの間に人口が減少し続けていることに加えて、市の総人口に占める比率も年々減少しています。

3) 世帯の推移

■ 世帯の推移(国勢調査)

	一般世帯数	世帯人員 (人)	6歳未満の子どもがいる 一般世帯数
平成12年	11,271	3.19	1,457
平成17年	11,929	2.94	1,350
平成22年	11,911	2.81	1,108

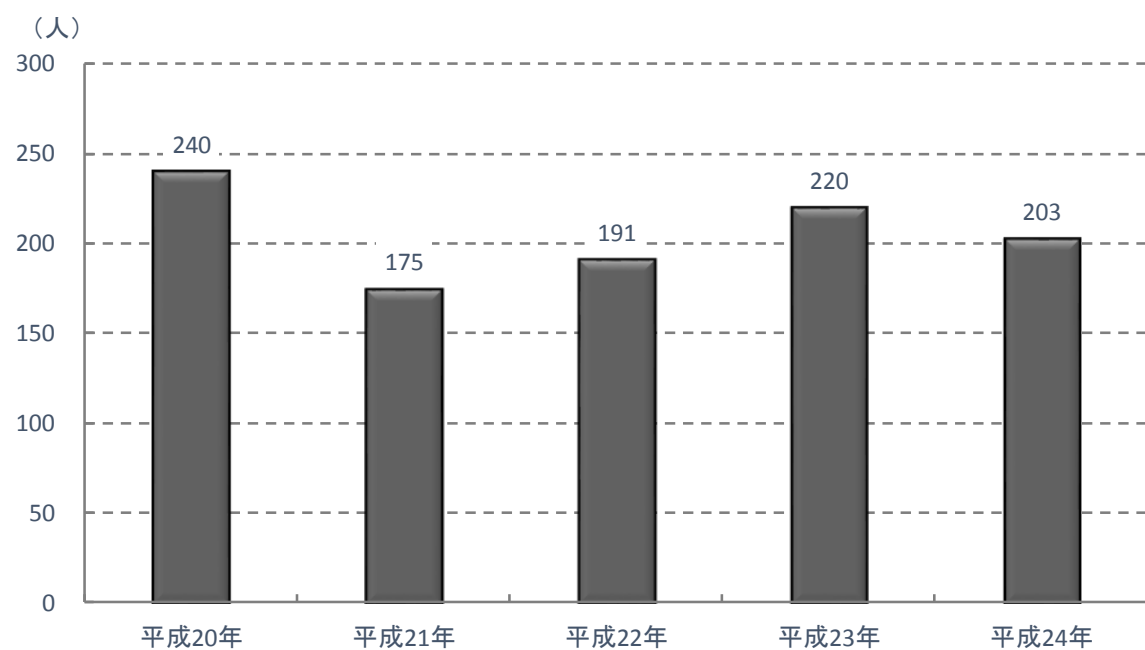
6歳未満の子どもがいる一般世帯率



平成12年、17年、22年の国勢調査をもとに一般世帯数、1世帯当たりの人員、6歳未満の子どもがいる一般世帯数をみると、一般世帯数は平成12年に比べて17年と22年は多くなっていますが、世帯人員は減少しています。

また、6歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成12年に比べて減少し、一般世帯数における比率も減少しています。

4) 出生数



平成 20 年度から 24 年度までの出生数をみると、全般的な傾向として出生数は減少しています。

5) 未婚率

■ 男性の未婚率

男性	平成 17 年			平成 22 年			未婚率の差 (H22-H17)
	総数(人)	未婚者 (人)	未婚率	総数(人)	未婚者 (人)	未婚率	
15～19 歳	877	876	99.9%	887	887	100.0%	0.1
20～24 歳	875	807	92.2%	599	562	93.8%	1.6
25～29 歳	999	635	63.6%	773	553	71.5%	8.0
30～34 歳	1,029	420	40.8%	1,020	451	44.2%	3.4
35～39 歳	974	263	27.0%	1,081	356	32.9%	5.9
40～44 歳	1,094	207	18.9%	978	247	25.3%	6.3
45～49 歳	1,167	205	17.6%	1,075	208	19.3%	1.8
50 歳以上	7,353	345	4.7%	7,606	514	6.8%	2.1

■ 女性の未婚率

女性	平成 17 年			平成 22 年			未婚率の差 (H22-H17)
	総数(人)	未婚者 (人)	未婚率	総数(人)	未婚者 (人)	未婚率	
15～19 歳	891	886	99.4%	831	829	99.8%	0.3
20～24 歳	878	761	86.7%	664	595	89.6%	2.9
25～29 歳	1,016	541	53.2%	765	447	58.4%	5.2
30～34 歳	1,150	324	28.2%	1,016	319	31.4%	3.2
35～39 歳	1,101	149	13.5%	1,138	231	20.3%	6.8
40～44 歳	1,105	106	9.6%	1,111	137	12.3%	2.7
45～49 歳	1,203	61	5.1%	1,100	95	8.6%	3.6
50 歳以上	9,176	181	2.0%	9,550	237	2.5%	0.5

平成 17 年と 22 年の国勢調査をもとに男性と女性の未婚率をみると、平成 17 年に比べて平成 22 年の未婚率が男女ともに上昇しています。

男性では、特に 25 歳～29 歳の未婚率が平成 17 年に比べて 8 ポイント高くなり、次いで 35 歳～39 歳と 40 歳～44 歳の未婚率も上昇しています。

女性では、特に 35 歳～39 歳の未婚率が平成 17 年に比べて 6.8 ポイント高く、次いで 25 歳～29 歳の未婚率も上昇しています。

(2) 就業状況

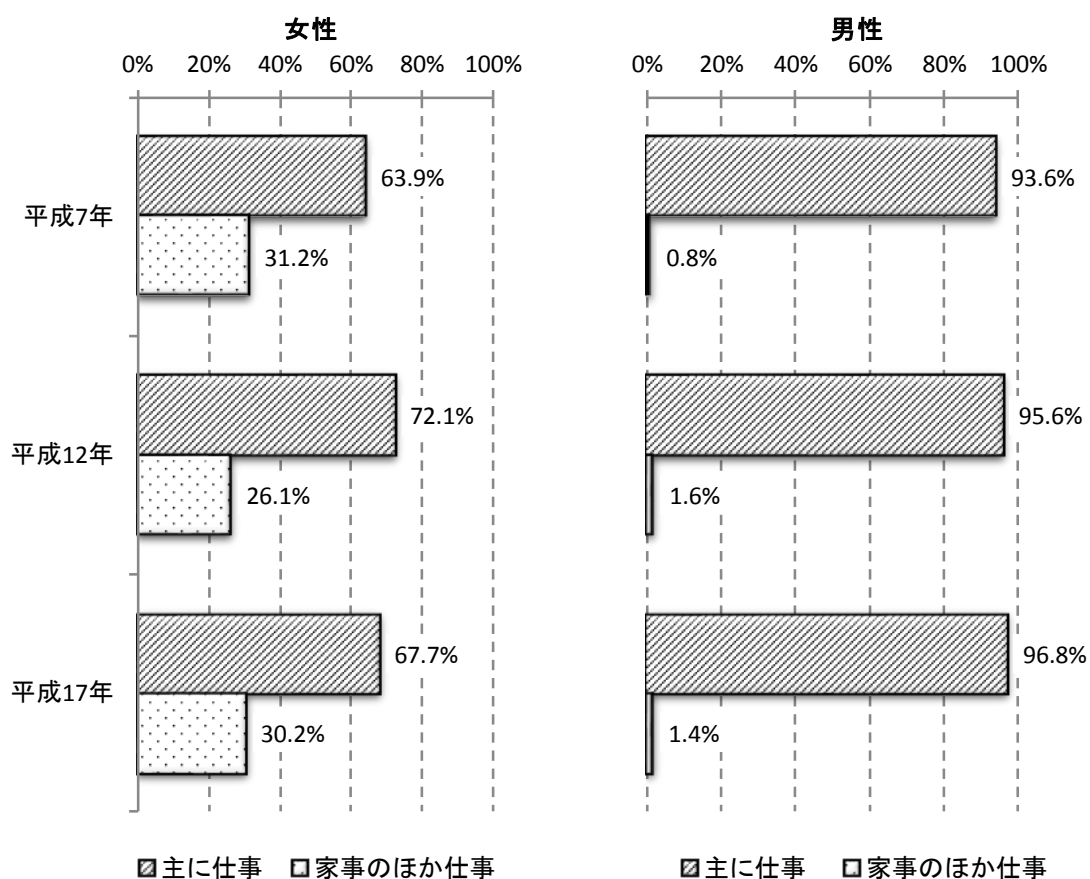
1) 就業率

■ 就業率(国勢調査)

	平成 17 年			平成 22 年		
	計	男	女	計	男	女
15 歳以上人口(人)	31,142	14,677	16,465	30,646	14,385	16,261
就業人口(人)	16,689	9,516	7,173	15,482	8,704	6,778
就業率	53.6%	64.8%	43.6%	50.5%	60.5%	41.7%

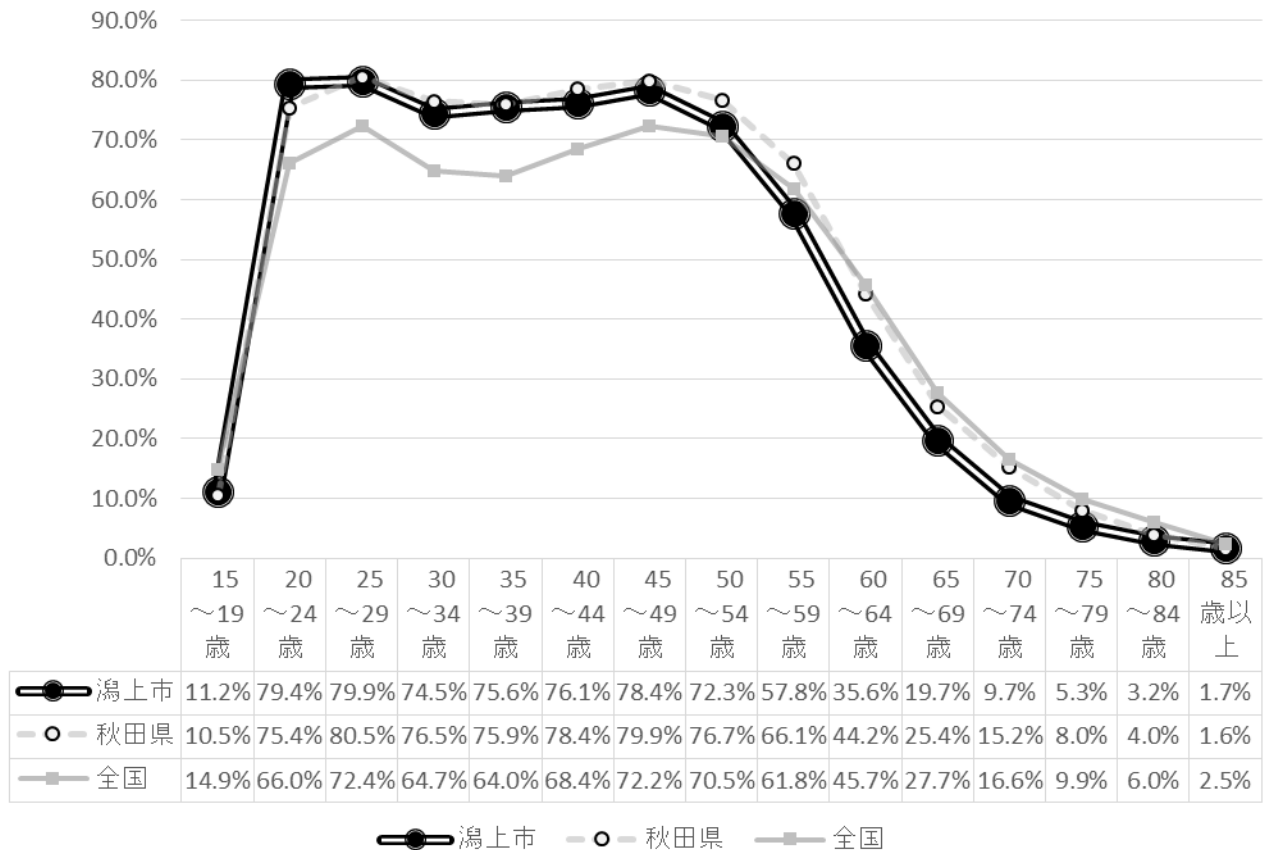
平成 17 年と 22 年の国勢調査をもとに 15 歳以上人口における就業率をみると、平成 17 年で 53.6%、22 年で 50.5%になります。男女別では、各年とも男性の就業率が女性よりも高くなっています。

2) 就業形態



平成 7 年、12 年、17 年の国勢調査をもとに就業形態を男女別でみると、全般的に男性が「主に仕事」、女性が「主に仕事」と「家事のほか仕事」の形態となっています。

3) 女性の労働力率



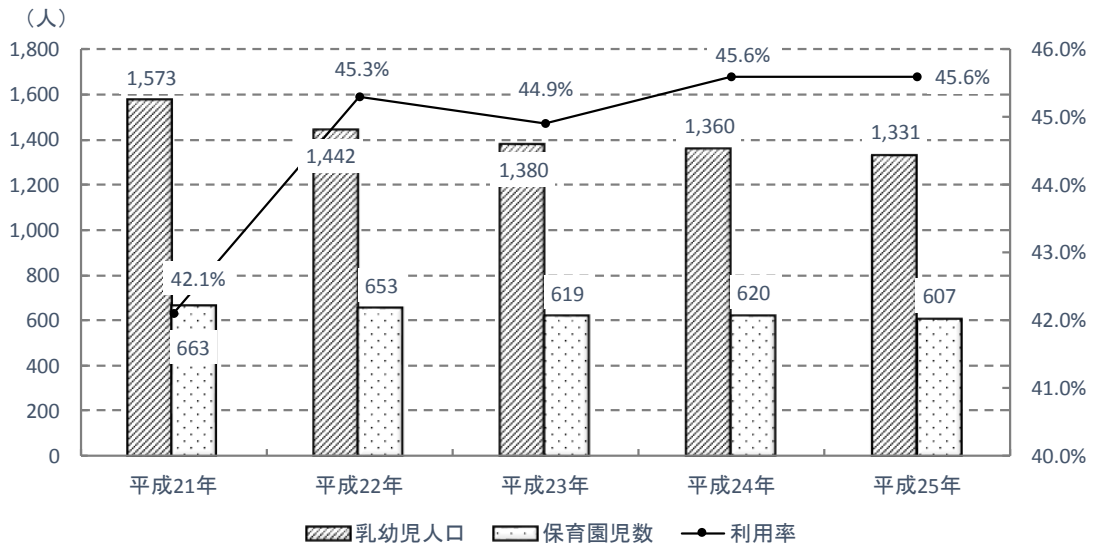
平成 22 年の女性の労働力率（15 歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、20 歳～34 歳にかけて労働力率が減少し、その後 54 歳にかけて増加した後に再び減少に転じるという緩やかな M 字カーブを描いています。

労働力率は、54 歳までは全国の値に比べて全般的に高い水準にあり、秋田県と同じような傾向を示していますが、55 歳以降は国、県の水準をやや下回る水準となっています。

(3) 保育サービス等の利用

1) 保育園の利用

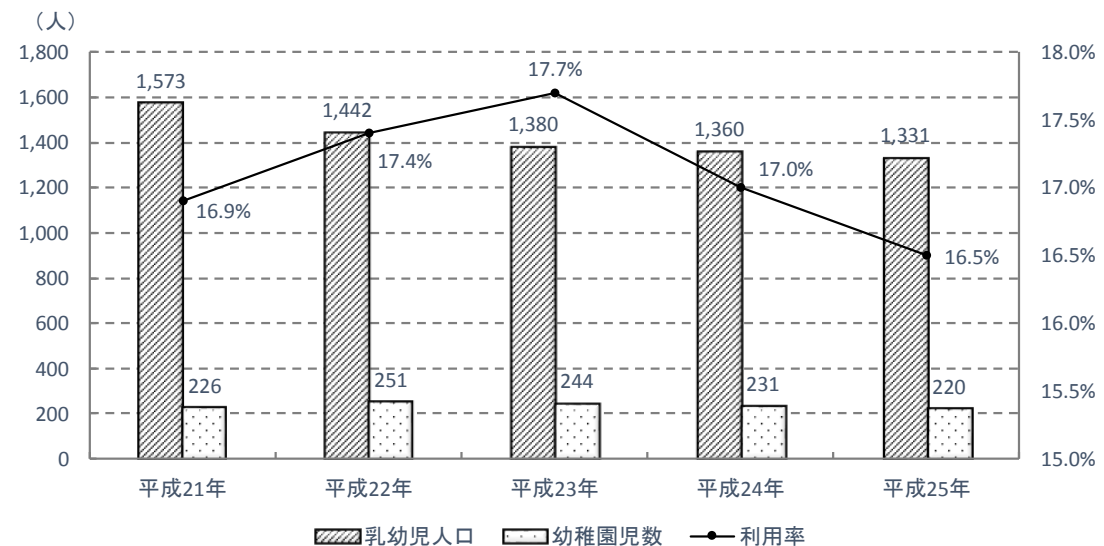
■ 利用人数と利用率



平成 21 年から 25 年までの保育園児数をみると、この 5 年間で児童数は減少しています。一方、乳幼児人口に占める児童の比率は平成 22 年以降で 45%前後を推移しています。

2) 幼稚園の利用

■ 利用人数と利用率



平成 21 年から 25 年までの幼稚園児数をみると、この 5 年間で児童数は減少しています。一方、乳幼児人口に占める児童の比率は平成 22 年以降で 16%～17%台を推移しています。

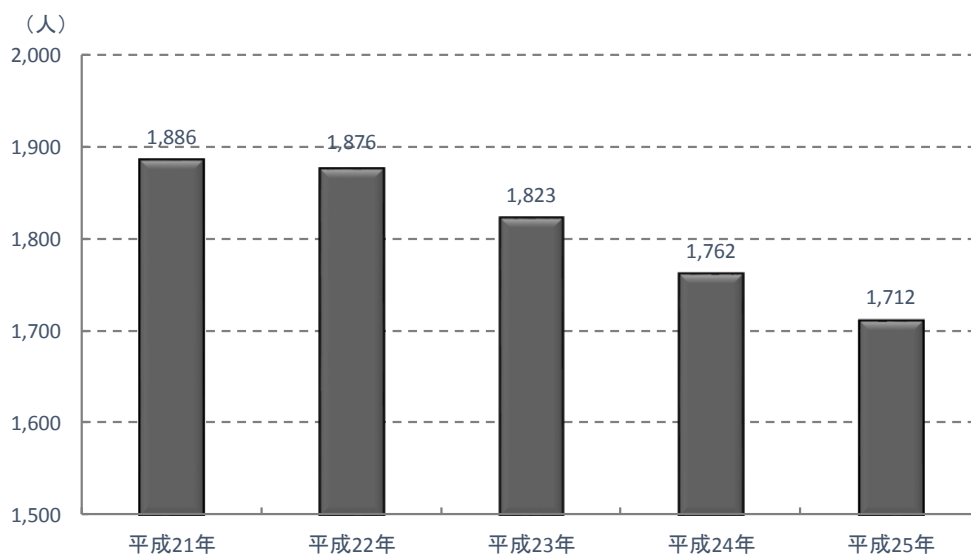
3) 一時保育等の利用

■ 一時保育等の利用状況

年度	一時保育利用数 (年間累計)		延長保育利用数 (年間累計)			預かり保育利用数 (年間累計)		
	利用数 (件)	利用者数 (人)	利用数 (件)		利用者数 (人)	利用数 (件)		利用者数 (人)
			日利用数	月利用		日利用数	月利用	
21	881	213	704	43	260	3,333	95	898
22	1,306	312	716	42	310	2,928	63	769
23	877	220	1,377	60	496	3,411	63	834
24	904	200	1,206	111	533	3,997	152	950
25	1,122	202	1,669	110	662	3,842	154	1,001

平成 21 年度から 25 年度までの一時保育、延長保育、預かり保育の利用状況をみると、各サービスの利用件数及び利用人数ともに増加傾向にあります。

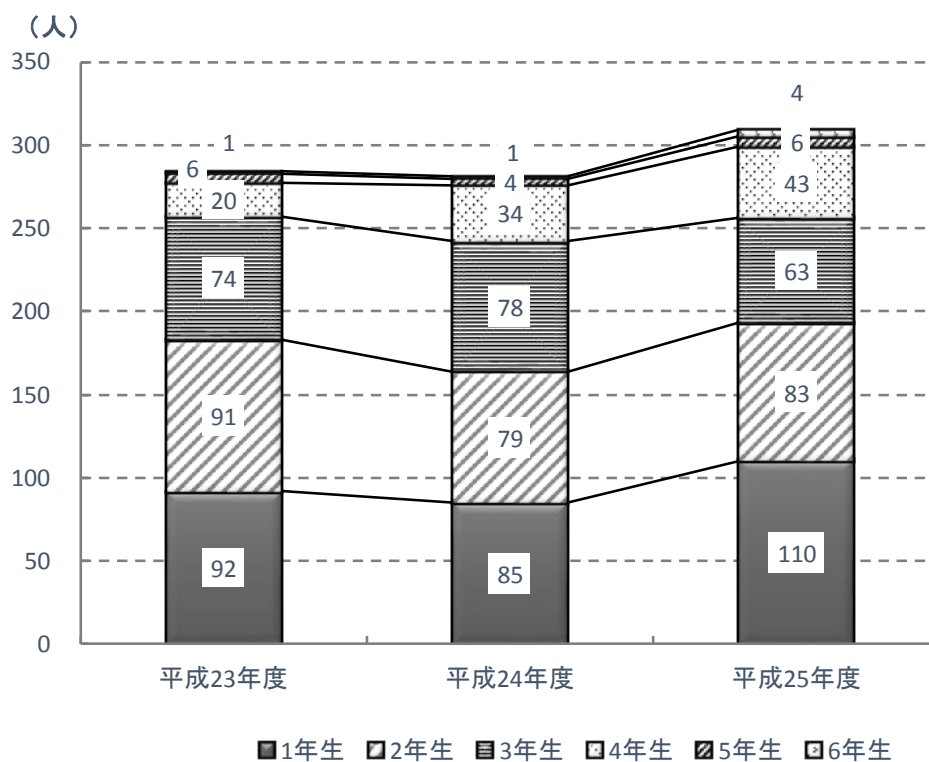
4) 小学生



平成 21 年から 25 年までの小学生数をみると、この 5 年間で児童数は減少しています。

5) 放課後児童クラブの利用

■ 放課後児童クラブの利用人数



平成 23 年度から 25 年度までの放課後児童クラブの利用をみると、各年度ともに小学校 1 年生～3 年生の低学年児童の利用が多くなっています。

6) 児童館の利用

市内にある児童館 3 館の利用状況を過去 3 か年でみると、年々の利用人数が増加しています。特に小学生と中学生の利用が増えている傾向にあります。

(人)

	平成 23 年度					平成 24 年度				
	幼児	小学生	中学生	高校生	計	幼児	小学生	中学生	高校生	計
追分	23	1,652	258	172	2,105	28	2,000	182	106	2,316
昭和中央	122	2,944	321	42	3,429	212	3,602	254	54	4,122
若竹	65	2,036	6	2	2,109	111	2,908	19	18	3,056
合計	187	4,980	327	44	5,538	323	6,510	273	72	7,178

	平成25年度				
	幼児	小学生	中学生	高校生	計
追分	22	1, 612	1, 281	94	3, 009
昭和中央	213	3, 560	455	15	4, 243
若竹	137	4, 208	5	1	4, 351
合計	372	9, 380	1, 741	110	11, 603

7) 障がい児通所施設の利用

障がい児通所施設の利用状況は以下の通りです。

■障がい児通所施設の利用人数 (人)

	未就学児	就学児
医療療育センター	5	—
オリブ園	9	—
南秋つくし苑	—	2
高清水園	—	1
竹生寮	—	1
ほくと	—	1

※ほくと:就学児はショートステイのみの利用

南秋つくし苑以外は全て市外施設

2. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

アンケート調査は、本計画の策定に向けて「量の見込み」を算出するために、就学前児童及び小学生児童の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向など、子育て支援に関する住民ニーズ等を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2) 調査の実施状況

就学前の子どもがいる保護者については全世帯を、小学生の子どもがいる保護者については放課後児童クラブを利用する1～3年生の保護者を対象に、保育園、放課後児童クラブを通じて配布・回収したほか、郵送による配布・回収により調査を実施しました。（平成26年1/28～2/7に実施）

3) 回収結果

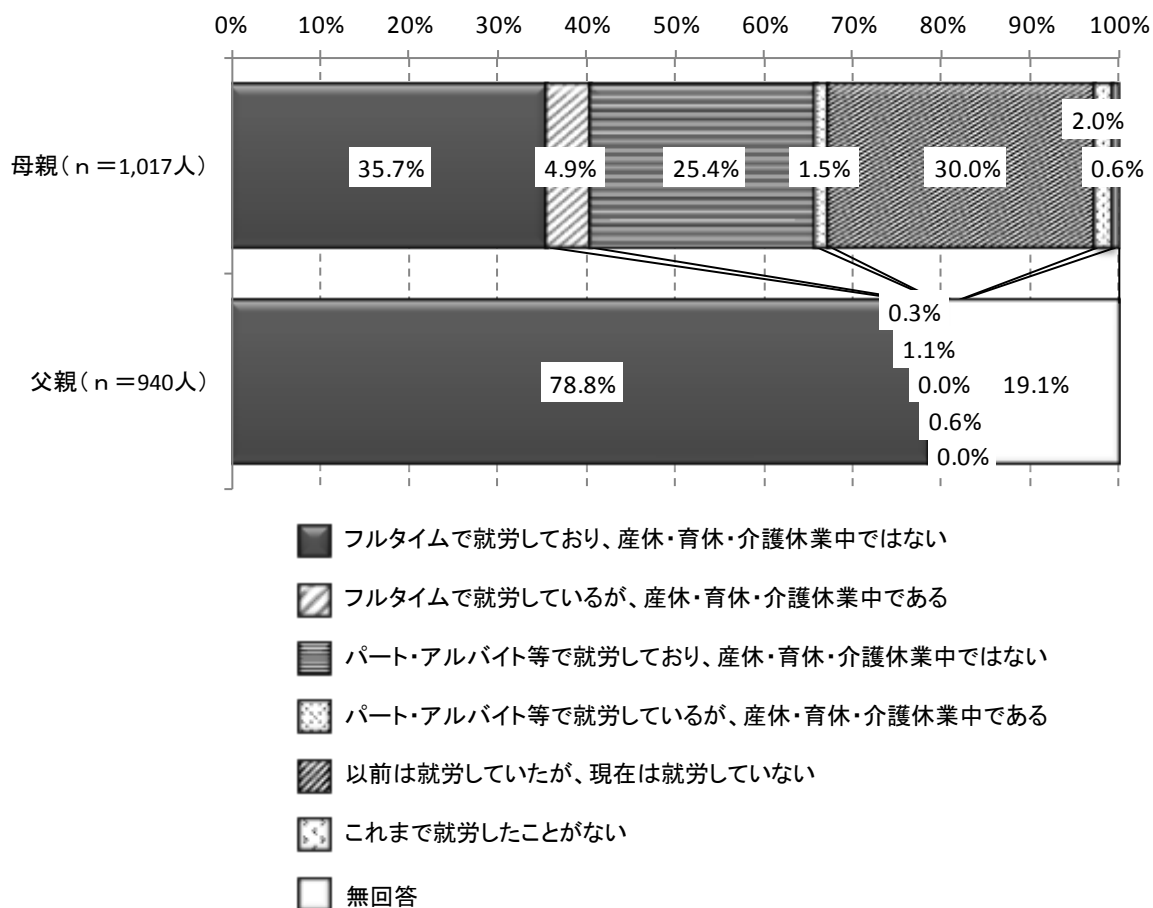
調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
	A	B	C (C/A)
①就学前児童調査	1,499 人	1,038 票	69.2%
②小学生児童調査	239 人	191 票	79.9%

4) 調査結果の表記に関する注意事項

- 調査結果の％表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の％を算出しているため、合計が100%を超えることがあります。
- 図表中のnは回答者数を示しています。
- 図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

(2) 就学前児童調査結果のポイント

1) 保護者の就労状況

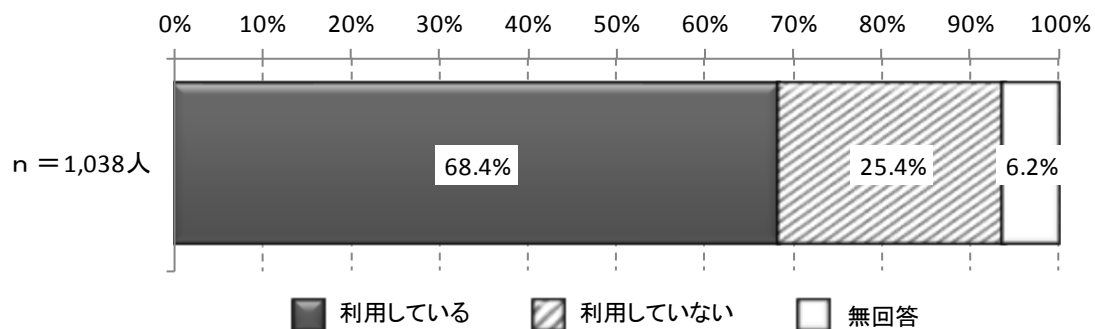


保護者の就労状況をみると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（35.7%）がもっとも多く、ついで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が30.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.4%となっています。

父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が8割近くを占めています。

2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

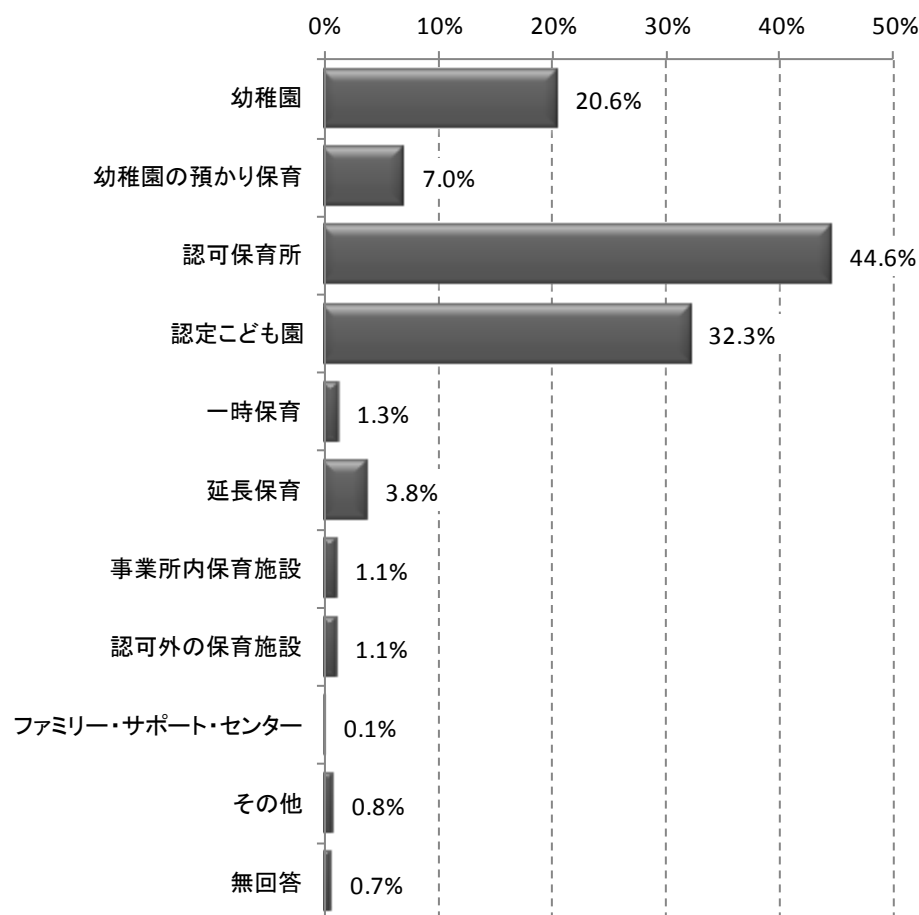
■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



平日の定期的教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」方が 68.4% と 7 割近くとなっています。

■ 利用している平日の定期的な教育・保育事業

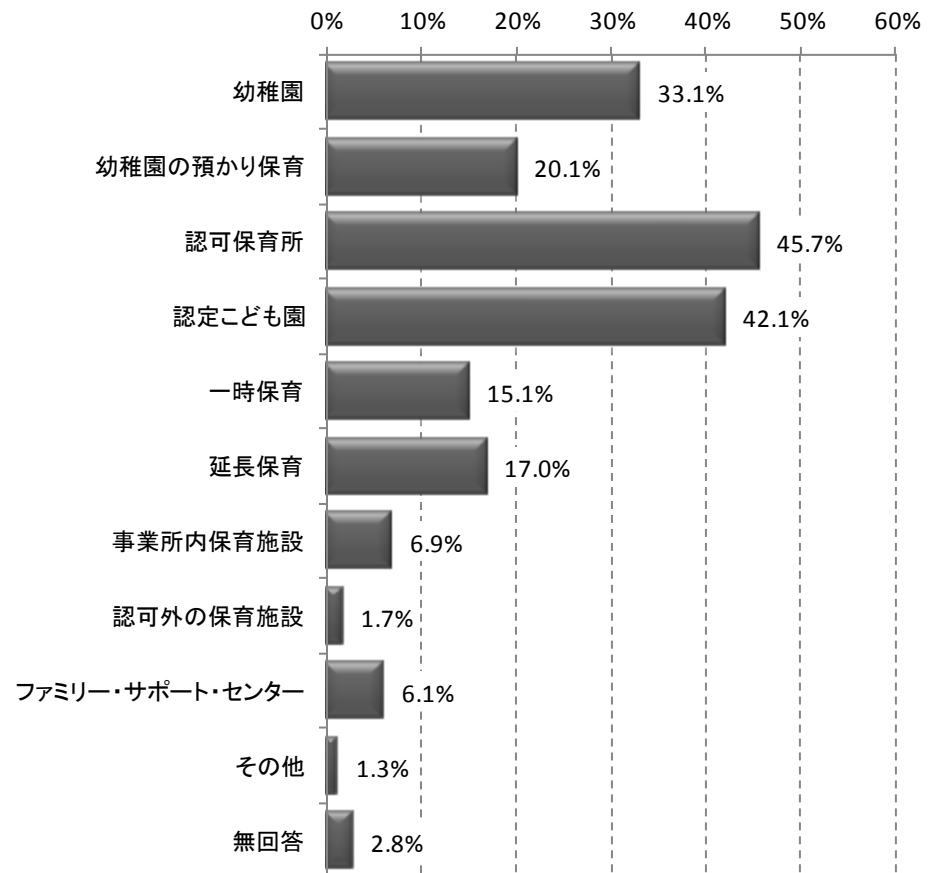
n = 710人



平日に定期的な教育・保育事業を利用している方の利用事業をみると、「認可保育所」が 44.6% でもっとも多く、ついで「認定こども園」が 32.3%、「幼稚園」が 20.6% で続いています。

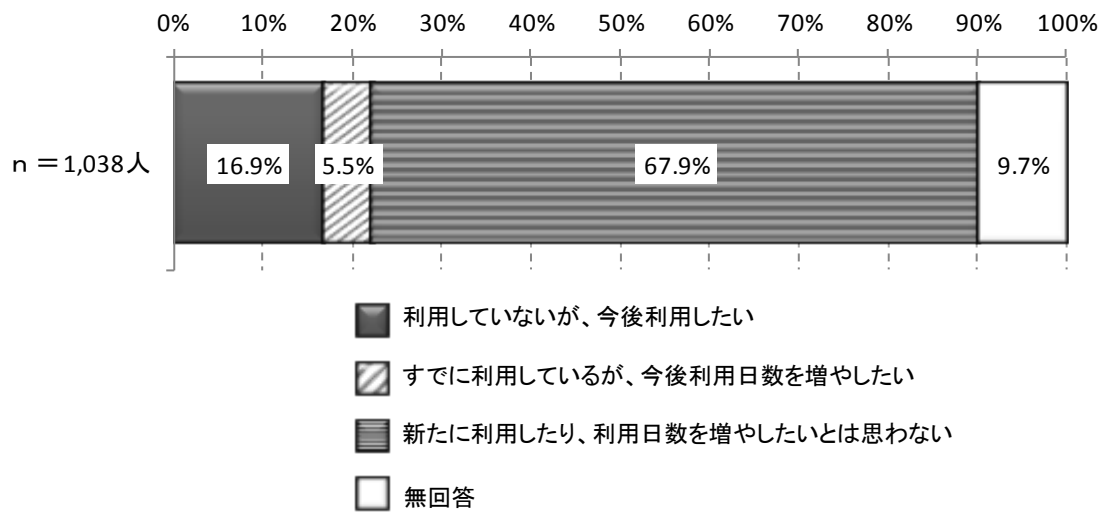
■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

n = 1,038人



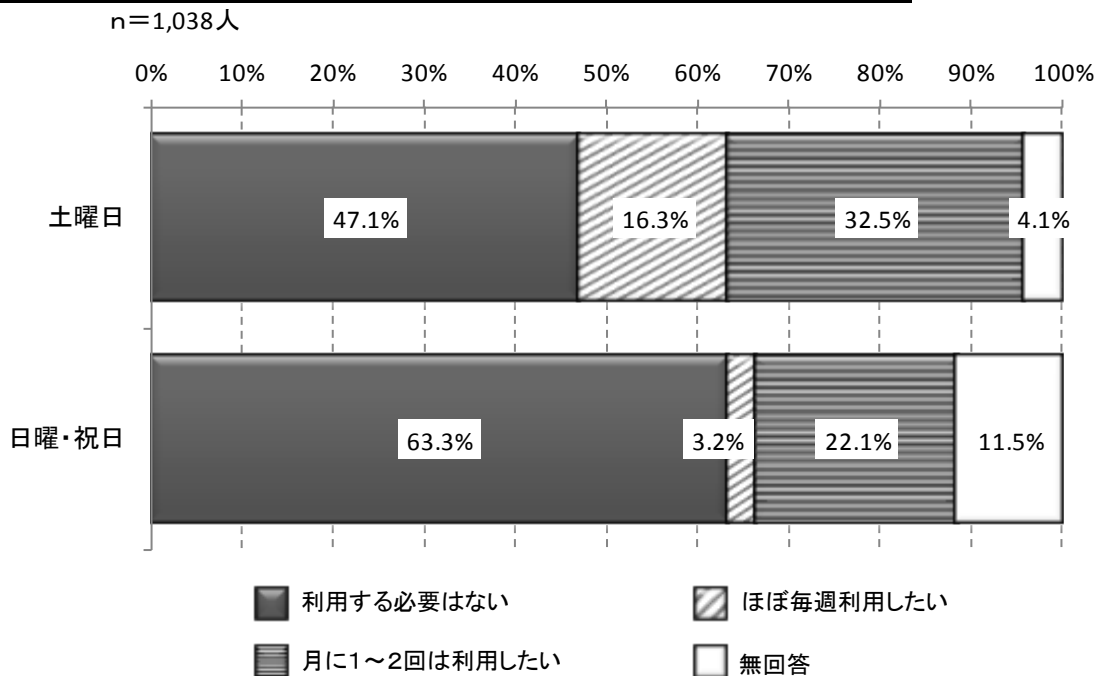
平日に利用したい定期的な教育・保育事業をみると、「認可保育所」（45.7%）と「認定こども園」（42.1%）がともに4割を超え、「幼稚園」が33.1%で多くなっています。

3) 「子育て支援センター」の利用意向



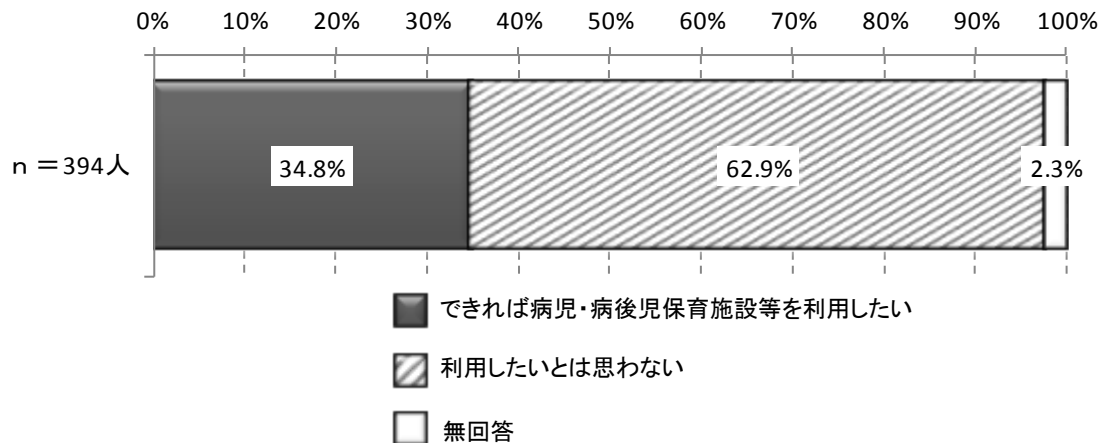
子育て支援センターの今後の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（67.9%）との回答が7割近くを占めています。「利用していないが、今後は利用したい」は16.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は5.5%となっています。

4) 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望



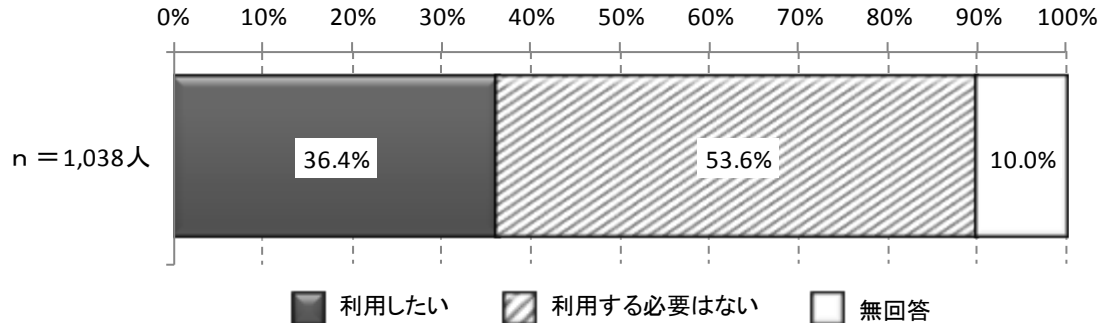
土曜日・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、土曜日では「利用する必要はない」と回答する方が47.1%と半数近くを占め、日曜・祝日では「利用する必要がない」と回答する方が63.3%と6割以上を占めもっとも多くなっています。

5) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



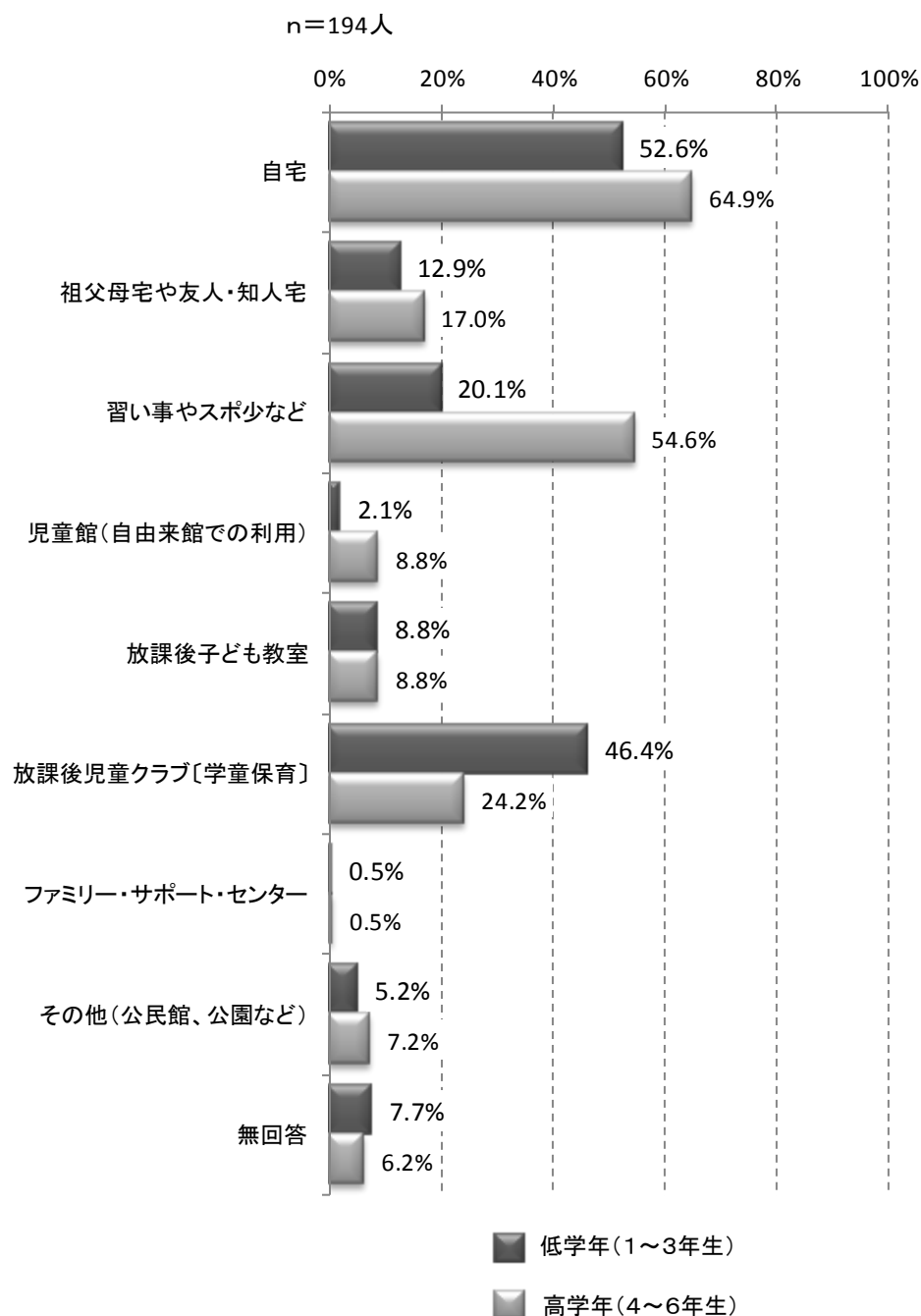
子どもが病気や怪我で普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法として、「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、6割以上の方が「利用したいとは思わない」（62.9%）と回答しています。

6) 不定期の教育・保育事業の利用意向



不定期の教育・保育事業の利用意向をみると、「利用する必要はない」（53.6%）と回答する方が半数を超え、「利用したい」との回答は 36.4%となっています。

7) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望



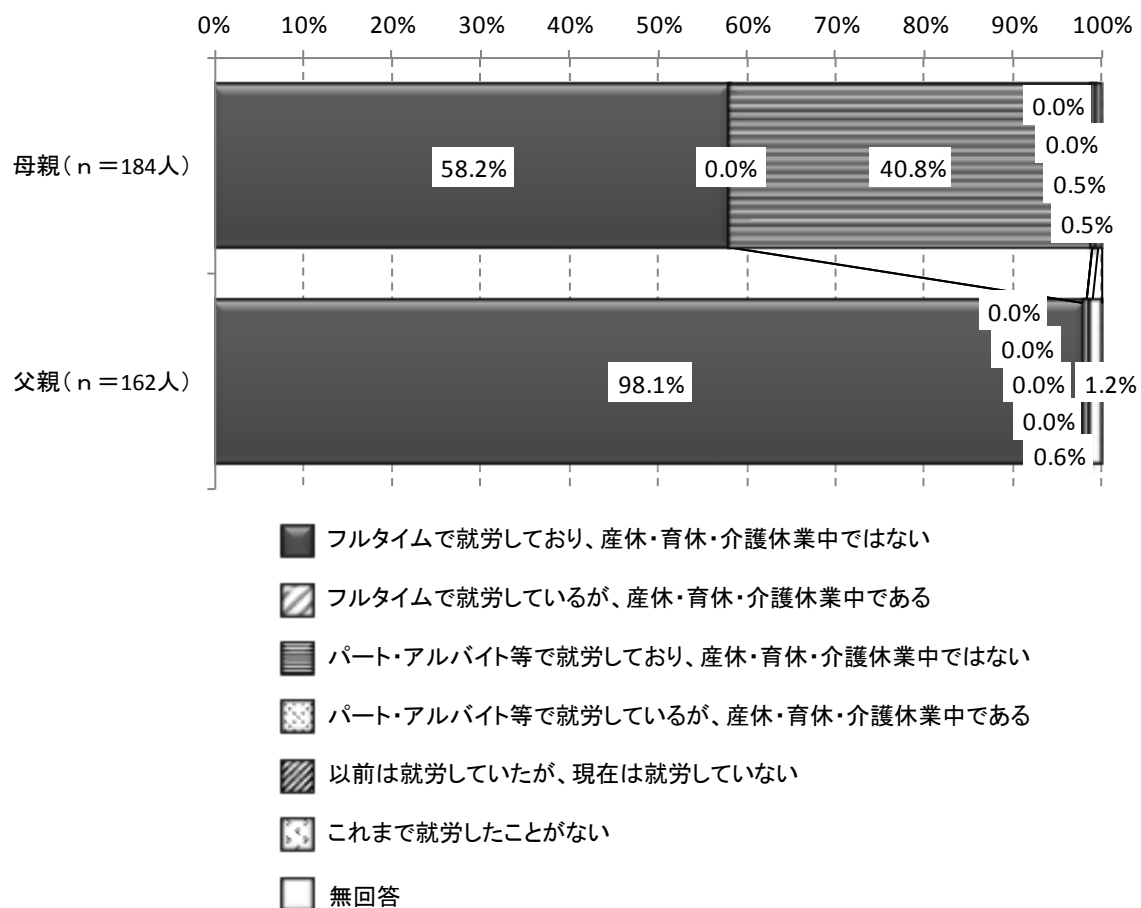
平成26年度から小学校入学予定のお子さんの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校“低学年”と“高学年”ともに「自宅」が最も多くなっています。

「自宅」以外では、“低学年”では「放課後児童クラブ」(46.4%)、“高学年”では「習い事やスポ少など」(54.6%)も50%前後と多くなっています。

低学年の間は「学童保育」を利用し、高学年になると「習い事やスポ少など」へと放課後の過ごさせ方の意向が変化している状況がうかがえます。

(3) 小学生児童調査結果のポイント

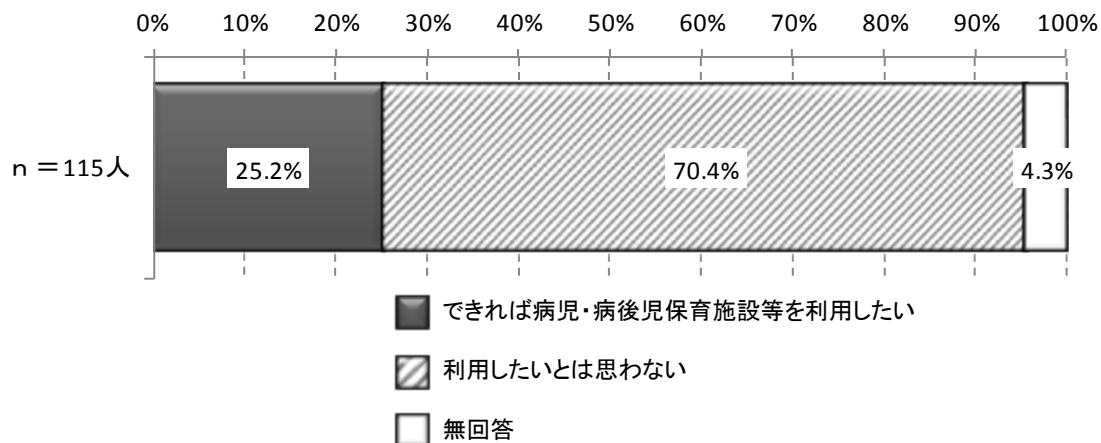
1) 保護者の就労状況



保護者の就労状況をみると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(58.2%)が6割近くを占め最も多く「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が40.8%となっています。

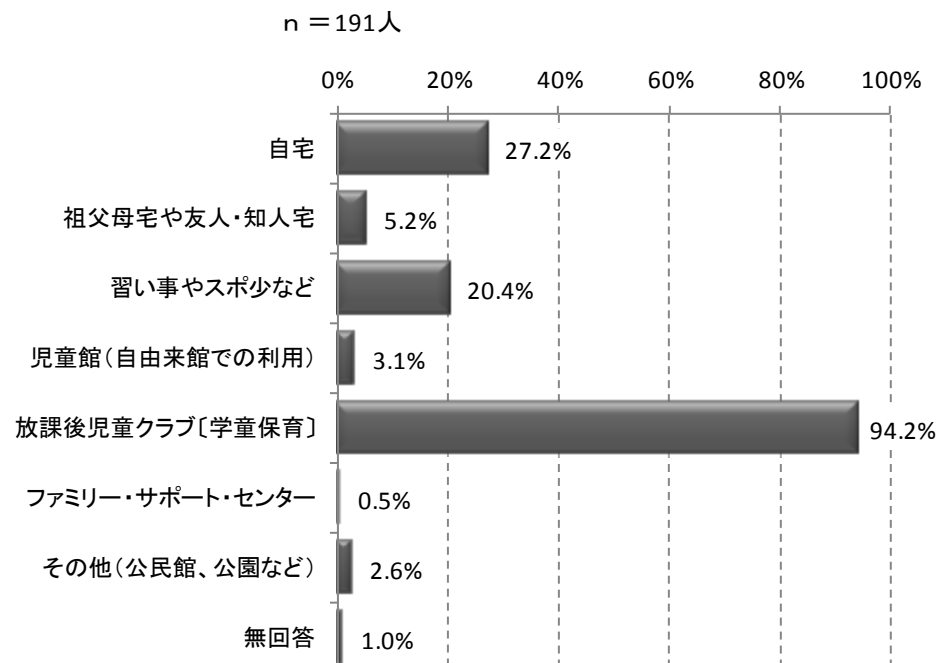
父親の大半は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(98.1%)と回答しています。

2) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



子どもが病気や怪我で普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法として、「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」が7割を占めています。

3) 放課後の過ごし方の希望



放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」(27.2%)は3割弱にとどまり、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(94.2%)が9割を超え最も多く、「習い事やスポ少など」が20.4%となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、我が国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行します。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、
地域のすべての人ができることを行い、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく
まちづくりを推進していきます

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みとに分けて、それぞれに着実な推進を図ります。

＜子ども・子育て支援事業計画＞

- 1 : 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
- 2 : 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 : 仕事と生活の調和の促進
- 4 : その他の支援事業の推進

＜その他の子ども・子育て支援施策＞

- 基本目標 1 : 子どもの心身の健やかな成長の支援
- 基本目標 2 : 子育て家庭をサポートする環境の整備
- 基本目標 3 : 地域の子育て力を強化する施策の充実
- 基本目標 4 : 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
- 基本目標 5 : 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

2. 計画の体系

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

子ども・子育て支援事業計画

1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

- 1-1：施設型給付
- 1-2：地域型保育給付

2：地域子ども・子育て支援事業の推進

- 2-1：通所系事業
- 2-2：訪問系事業
- 2-3：相談支援
- 2-4：その他の事業

3：仕事と生活の調和の促進

4：その他の支援事業の推進

その他の子ども・子育て支援施策

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援

- 1-1：子どもたちの健全育成
- 1-2：交流事業の充実

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

- 2-1：家庭の子育て力の強化
- 2-2：母親と子どもの健康の確保

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

- 3-1：学校環境の整備
- 3-2：地域の子育て力の強化

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

- 4-1：子育てバリアフリーの推進
- 4-2：子どもの安全の確保

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

- 5-1：障害児施策の充実
- 5-2：ひとり親家庭に対する支援の充実

第2編：子ども・子育て支援事業計画

第1章 事業推進の考え方

1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

<子ども・子育て支援制度の内容>

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情にに応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全市を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

＜教育・保育の一体的提供の推進＞

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育園の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

本市では、平成 21 年 4 月に「潟上市幼保一体化施設基本計画」を策定し、この計画に基づき幼保一体化施設の整備を進めております。認定こども園は、幼稚園と保育園の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる新たな選択肢として導入された施設です。

今後も既存の認定こども園を中心に教育・保育の一体的提供の推進を図っていきます。

＜産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保＞

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0 歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が 1 歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望した時から質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

＜子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携＞

児童虐待予防対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携も視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

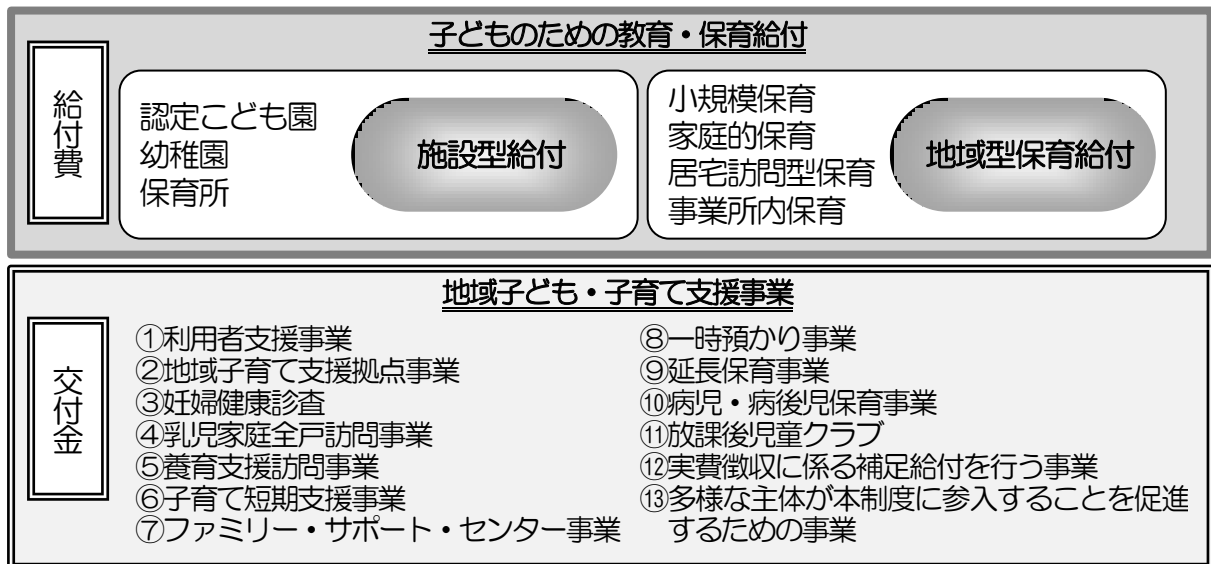
＜職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携＞

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や市内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携を取りつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

2. 新制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

給付対象となる事業は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」となっています。



(1) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

1) 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園 (教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用) 小規模保育事業など

2) 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

事由	○就労 ○妊娠・出産 ○保護者の疾病・障害 ○同居親族等の介護・看護 ○災害復旧 ○求職活動 ○就学 ○虐待やDVのおそれがあること ○育児休業取得時に、すでに保育を利用していること ○その他市町村が定める事由 など
保育時間	○保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ○保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
優先すべき事情	○ひとり親家庭 ○生活保護世帯 ○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ○子どもが障がい^いを有する場合 ○育児休業明け ○兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ○小規模保育事業などの卒園児童 ○その他市町村が定める事由 など

(2) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

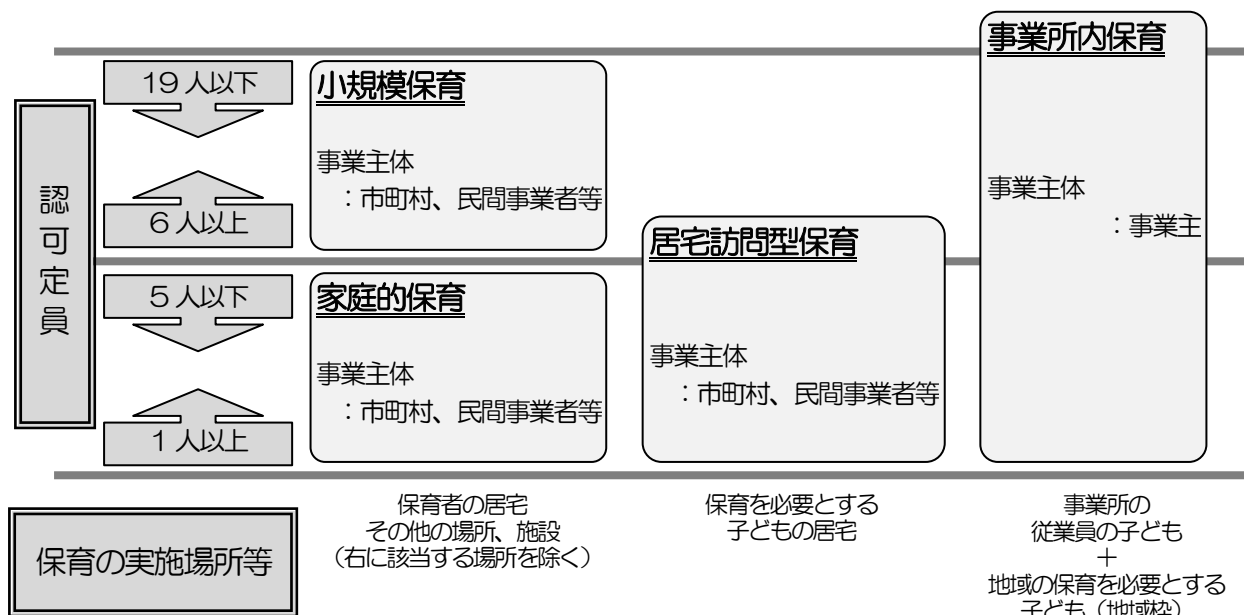
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、対象事業の範囲についても法定のものとなっています。

第2章 事業の推進

1. 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

1-1：施設型給付

1)通常保育事業

【事業概要】

保育園で保育が必要な児童の保育を行います。

（保育時間：7時30分～18時30分）

市内には公立保育園が8園あり、定員は810人となっています。

入所者数は、市全体の出生数が減少しているため、3歳以上児で減少していますが、未満児については増加傾向にあります。

【取り組みの方向】

児童福祉法に基づいた保育士の確保が緊急の課題となっており、保育指導計画にそって、保育や地域の子育て支援に取り組んでいきます。

保育士の適正配置や、非常勤保育士の雇用条件を向上させ、保育士の確保に努めます。

2)幼稚園

【事業概要】

幼稚園で児童の保育・教育をします。（保育時間：8時00分～14時30分）

市内の公立幼稚園は3園（定員：370人）、私立幼稚園は1園（定員：240人）となっています。

【取り組みの方向】

利用施設によって利用料金に違いがあるため、料金の統一が課題となっており、今後は保護者のニーズの把握に努め、幼保一体の機能を充実させていきます。

3)認定こども園への取り組み

【事業概要】

幼稚園と保育園の枠組みを超えて、教育・保育を一体的に提供します。

若竹幼児教育センター、昭和中央保育園、出戸こども園の市内 3 か所の施設が認定を受けています。

【取り組みの方向】

施設の整備には多額の費用を必要とするため市の財政事情により計画を検討する必要があります。

認定こども園としてのメリットを十分検討するとともに、今後の施設建て替えに際しては認定こども園としての認定を目指します。

1-2：地域型保育給付

1)小規模保育事業

【事業概要】

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において保育を行う事業です。（利用定員は6人以上19人以下）

【取り組みの方向】

本計画期間中の実施予定はありませんが、今後の利用者ニーズと事業者の参入意向などを見極め、必要な場合には実施について検討していきます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：通所系事業

1)延長保育事業

【事業概要】

保育園で保育時間を延長し保育します。

市内のすべての公立保育園で実施しています。

通常保育の前延長は要望のある3園で実施し、後延長はすべての保育園で実施しています。

（前延長：7時00分～7時30分、後延長：18時30分～19時00分）

【取り組みの方向】

今後、または冬期間は延長の要望が増えることが予想されますが、現状では保育士が不足しているため、時間延長や実施園を増やすことは困難となっています。

当面は、通常の保育時間（11時間）の設定を変更せず、延長時間は現状のとおりとします。

2)預かり保育

【事業概要】

幼稚園で保育時間を延長し保育を行います。

市内2か所の幼稚園で実施しています。

（預かり時間：8時00分～8時30分、14時30分～18時00分）

【取り組みの方向】

保護者の就労のため、連続して利用する人が多く、長時間利用が増加しています。また、利用人数自体も増加しています。

今後も幼保一体のサービスとして預かり保育を継続して提供していくとともに、恒常的に長時間の預かりをしている保護者に対しては、他の保育サービスについて情報提供をしていきます。

3)一時預かり事業

【事業概要】

保育園で一時的に子どもを預かります。（保育時間：8時30～17時00分）
公立保育園4か所で一時預かりをしています。

市内では、若竹幼児教育センター、昭和中央保育園、昭和東保育園、湖岸保育園で実施しています。週3日、月14日以内の利用ができます。

【取り組みの方向】

産後休暇明けの利用が増加しているため、利用は乳児に集中しています。そのため、受け入れ人数が限られています。

今後は利用者の利便性の向上のため、設置場所について検討していきます。

4)休日保育

【事業概要】

休日保育とは、保育園等で日曜日や祝日の保育を行う事業です。

今のところ市内の公立保育園で休日保育を実施している園はありません。

【取り組みの方向】

仕事と家庭の両立支援として要望がありますが、保育士不足の現状では実施が困難な状況です。

また、保護者の就活の幅を広げる反面、職場から就労を求められることも予想されます。

今後は市内1か所での事業実施に向け、実施場所を検討していきます。

5)短期入所生活援助(ショートステイ)

【事業概要】

子どもを養育している保護者が一時的なケガや病気で、家事・育児に困ったときに施設で子どもの養育や母子の保護を行います。

これまでのところ、利用実績はありません。

【取り組みの方向】

保護者に何かあった時に子どもの養育を行うものであるため、サービス利用の必要性が生じたときの受け皿として、今後も継続して取り組んでいきます。

6)放課後児童クラブ

【事業概要】

保護者が就労等により日中家庭に居ない児童に対して、保護者に代わり保育及び育成指導をおこない、児童の健全育成を図る事業です。

市内の小学校 1 年生から 6 年生を対象に 8 か所の児童クラブを開設しています。

【取り組みの方向】

利用児童の増加により、国のガイドラインによる児童一人あたりに必要な生活スペースと静養スペースを確保することが困難な状態にあります。それぞれの施設環境に合わせ、児童の安心安全な居場所の確保に努めます。

入所児童の安全確保や危機管理、加えて近年は支援を要する児童の利用増加などで児童クラブの役割は益々重要になっています。学校や関係機関と連携し、指導員の資質向上を目指すとともに、子どもたちの生活内容の充実を図ります。

2-2：訪問系事業

1)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援の必要な家庭に対しては適切な助言、サービス提供につなげます。

また、乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

初めての子育てでは不安が多く、中には不安を相談できる相手がいない場合もあるため、母乳栄養や適切な授乳、予防接種、その他育児全般に対する相談に対し、必要な助言及び指導を実施しています。

【取り組みの方向】

訪問の受け入れが良好なケースがほとんどですが、電話で訪問を断られることもあるため、訪問できなかった人に対するフォロー体制を整えていく必要があります。

今後も赤ちゃん訪問に関する周知を徹底し、各家庭に切れ目のない支援が提供できるよう努めていきます。

2)養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を支援する事業です。

【取り組みの方向】

必要に応じて専門機関の紹介を行い、関係機関での連携を密にして切れ目のない適切な支援を努めていきます。

2-3：相談支援

1)利用者支援事業

【事業概要】

子ども、又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【取り組みの方向】

本計画期間中の実施予定はありませんが、今後の利用者ニーズなどを見極め、必要な場合には実施について検討していきます。

2)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

【事業概要】

主に、未就園児とその保護者が交流できる常設の「ひろば」を開設し、子育て家庭に対する支援や、サークル、地域のボランティア等への支援を行います。

（開設時間：9時30分～15時00分）

それぞれの特徴を生かした親子の交流の場の運営、育児相談、子育て支援講習会、子育て情報の提供、サークル支援、子育て支援センターから遠い地域での「移動ひろば」の開催などを行っています。

【取り組みの方向】

リピーターが多く、新規登録者を確保するため、周知方法を工夫することや、関係機関、地域と連携を深めていくことが必要と考えられます。

今後は、地域支援活動の充実と、保護者の子育て力を高める効果的な講座を開催していきます。

2-4：その他の事業

1)ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

ファミリー・サポート・センターは、地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、提供したい人（協力会員）が、事前に会員登録をして育児について助け合う相互援助事業です。

【取り組みの方向】

利用会員が必要とする緊急時や休日、保育園や児童クラブ終了後の時間帯などに対応できる協力会員の確保を行います。

ファミリー・サポート・センター会員を募集するにあたり、地域に広く事業の周知を行うとともに、子育てサポーターの養成、または在宅の保育士に呼びかけるなどにより協力会員の確保を目指していきます。

2)妊婦健康診査

【事業概要】

住民登録をしている妊婦に対し、健やかな妊娠を支援する目的で、健康診査費用を補助しています。

妊婦健康診査 14 回、子宮頸がん検査 1 回の計 15 回分を全額補助しています。
健康診査は委託医療機関にて実施しています。

【取り組みの方向】

未受診者の把握にも努め、母子共に異常の早期発見や、安心・安全な出産ができるようにつなげる必要があるため、今後も継続して実施していきます。

3. 仕事と生活の調和の促進

1) 育児支援等の制度の周知

【事業概要】

仕事と家事・育児の両立が促進されるよう、育児休業等各種制度の周知に努めるとともに、事業者や企業へ意識啓発を行います。

また併せて、ワーク・ライフ・バランスの啓発や、広報・ホームページによる各種制度の周知を実施します。

【取り組みの方向】

各種制度の周知については、担当課からの情報を広報やホームページ等に掲載することが主であります。

引き続き、各担当課を通じてワーク・ライフ・バランスや各種制度についての情報提供に努めていきます。

2) 一般事業主への情報提供

【事業概要】

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備に取り組めるよう、周知します。

従業員が仕事と子育ての両立を実現できる雇用環境の整備や、その他多様な労働条件の整備の必要性について、事業主に対し啓発・周知します。

【取り組みの方向】

関係機関から提供される情報やチラシ等を提供することにより、啓発活動に努めます。

3)事業所向けのワーク・ライフ・バランス

【事業概要】

社員のワーク・ライフ・バランス推進や、子育てしやすい職場づくりのための、事業所のトップや人事担当者向けのセミナーを行います。

セミナーについては毎年実施することが困難な状況のため、実施していません。

セミナーは未実施。広報、ホームページ、配布物等によるワーク・ライフ・バランスの情報提供にとどまっている。セミナーを毎年実施するのは困難な状況です。

【取り組みの方向】

現時点ではセミナーを毎年実施することは困難な状況であるため、セミナーの実施に代わり、産業課で実施している企業懇話会等の場で、事業所のトップが集まる機会をとらえて啓発物を配布していきます。（目標事業量：1回/年）

4. その他の支援事業の推進

1)放課後子ども総合プラン(放課後子供教室)

【事業概要】

平成 19 年から始まった文部科学省所管の事業で、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と一体的あるいは連携しながら実施しています。(通称『元気塾』)

【取り組みの方向】

県の補助事業となっており、補助対象内容の変更に準じて事業内容の見直しについても検討しながら、放課後児童の育成事業を展開しています。

少子化により対象児童が減少傾向にあり、これまでの事業を踏まえながら、継続して取り組んでいきます。

2)妊婦の健康相談

【事業概要】

産後 1 ヶ月は母親にとって、出産による体やホルモンバランスの変化に加え、慣れない授乳・育児・生活リズムの変化に伴うストレスの多い時期であり、産後のうつや虐待のリスクの高い時期と言われています。そのため、早期からの介入が必要な母子や早期の訪問を希望する母子に対し、新生児訪問を実施しています。

妊娠届の際に、保健師や栄養士が面接し、健康相談・栄養指導を通し妊婦が悩みや不安なく出産できるよう早期支援の体制づくりを図っています。

(妊娠届出時に妊婦健康相談を実施)

【取り組みの方向】

医療機関との連携体制を強化し、支援が必要な妊婦の情報共有を図り、連携のとれた支援体制の充実を目指します。

3)新生児(乳児)訪問

【事業概要】

また、医療機関等から情報提供のあったケースでは、電話や出生届出時に母の不安の有無や内容、体調面等を確認し、訪問につなげています。

【取り組みの方向】

医療機関と連携することにより、より適切な支援を早期から行うことができることから、必要に応じて情報共有し早期支援につなげていくようにしていきます。

今後も継続して、個々の状態に合わせ適切な援助を行うとともに、家族の精神的不安等にも対応し、今後の子育てが円滑に進むように支援していきます。

4) 幼稚園・保育園の地域の子育て家庭への支援と地域との連携

【事業概要】

地域の子育て家庭への支援として、園開放や子育て情報の提供をします。

地域との連携として、関係機関との連携による支援体制の強化やボランティア等の人材の活用や育成をします。

- ・各園独自の園開放の実施（子育て支援センターのある園を除く）
- ・子育て支援センターやネットワーク協議会での情報提供
- ・ボランティアや学生の保育体験の受け入れ
- ・民生児童委員や要保護児童対策地域協議会、他専門機関との連携

【取り組みの方向】

様々な子育て情報の提供や保育園利用者以外の個別対応には家庭の背景などを配慮しなければならないため、より幼児教育や保育の専門性を高め、地域における支援体制づくりに努めます。

また、関係機関や地域子育て支援センターと連携しながら取り組みます。

5) 保育施設の整備

【事業概要】

幼稚園・保育園の施設整備をします。

施設の老朽化により修理や建替えが必要となっています。

また、3歳未満児の増加により、3歳未満児室の保育スペースが十分でない施設があります。

【取り組みの方向】

施設維持管理は、建設計画を視野に入れ行っていますが、突発的な修理が増え経費が増加してきており、今後の施設統合や建て替えは、定員や規模、設置場所について十分検討しながら進めていきます。

施設整備については優先順位をつけて対応するとともに、これからの建て替えは幼保一体施設とし、すべての園で0歳児からの受け入れができるようにしていきます。

また財源の確保や弾力的な保育サービスの運用の面からも、施設を運営する民間事業主を募集していきます。

6)保育料の助成(すこやか子育て支援事業)

【事業概要】

保護者の保育料の負担を軽減するために、すこやか子育て支援事業を行います。

幼稚園・保育園・認定こども園に入園している園児の保護者に対して保育料の助成をしています。(所得制限があります)

【取り組みの方向】

県事業の利用により実施していくため、県の取り組みの方向性を踏まえながら、継続して取り組んでいきます。

7)幼稚園就園奨励費補助金の交付

【事業概要】

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減することを目的として保育料を軽減します。

公立・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、家庭の所得状況に応じて補助をしています。

【取り組みの方向】

公立・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、制度が複雑になっていて、保護者が理解しにくい状況にあります。

また、低所得者への給付の重点化を図る観点から、補助単価のあり方が見直されています。

今後も国の施策に従って、継続して実施します。

8)私立幼稚園への助成

【事業概要】

幼稚園経営を支援するために私立幼稚園運営費補助金を交付しています。

(私立幼稚園：1園について年額50万円)

【取り組みの方向】

私立幼稚園は地域における幼児教育および園児の重要な受け入れ先となっているため、補助額の根拠や額が適正か再考し、継続して実施します。

9)認可外保育施設への助成

【事業概要】

認可外保育施設へ入所児童の健康と衛生管理に要する経費を補助し、乳幼児の処遇の向上を図ります。

入園児童の健康と、衛生管理に要する経費を助成しています。

【取り組みの方向】

入園児だけでなく、保育士や施設内についても衛生管理を行うことが必要であり、入園児が安心・安全に、かつ健康に過ごせるよう、継続して取り組んでいきます。

10)保育所苦情解決事業

【事業概要】

保育園の苦情解決のための外部委員による第三者評価委員会を設けています。

保育園ごとに、外部委員を委嘱し必要なときに第三者評価委員会を開催しています。

【取り組みの方向】

苦情に関しての検討内容や解決までの経過を記録し、職員会議などで共通理解を図り、実践に役立てるようにしていきます。

保育園の説明責任や評価とともに、保育の内容を継続的に見直し、改善し、保育の質の向上を図ります。

11)学校評議員

【事業概要】

「開かれた幼稚園づくり」を推進するために、地域住民の幼稚園運営への参画を図り、保護者や地域住民の意向を把握し、幼稚園運営に反映させることができるように、評議員制度を導入しています。

評議員には教育活動について、行事や評議員会議等の参加を通して評価を行ってもらっています。

【取り組みの方向】

園での教育と家庭や地域との連携が求められていることに対して、もっと踏み込んだ積極的な対応が必要と考えられるため、「開かれた幼稚園づくり」のため、評議員制度の活性化を図り、評議員への協力を求めています。

12) 幼保小連携理解推進事業

【事業概要】

子どもたちの発達や学びの連続性を保証するため、小学校・幼稚園及び保育園の教職員が互いの教育・保育の内容や方法の違いについて相互理解を深め、望ましい連携の在り方を探ります。

小学校教諭が学区の幼稚園・保育園へ出向き、担任とのＴＴ（チーム保育）を行い、幼稚園教諭・保育士が小学校へ出向いて担任とのＴＴ（チームティーチング）を行うなど、双方の日常指導の実際を相互体験することで、各自の業務改善に生かす研修となっています。

【取り組みの方向】

連携の核となるのは年長児と小学校１年の学級担任となりますが、その他の全職員が幼保小連携の意義を実感できる機会が少ないため、引き続き、各園各校の職員全体への意識啓発に努めていきます。

13) 要保護児童対策地域協議会

【事業概要】

児童虐待をはじめ、非行児童などの要保護児童家庭に対する支援を行うことを目的に、要保護児童対策地域協議会を設置しています。

年に１回、代表者会議の開催するほか、必要に応じて個別検討ケース会議を開催しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して、関係機関との連携を密にして、要保護児童の更なる早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

第3章 事業の計画目標

1. 教育・保育事業の確保策

				実施の有無	箇所数	1号 (3～5歳 学校教育)	2号 (3～5歳 保育の必要性あり)	3号 (0～2歳 保育の必要性あり)
平成27年度	量の見込み(必要利用定員総数)					268人	369人	239人
	(確保の内容 提供体制)	施設型給付	保育所	○	5か所	0人	238人	130人
			認定こども園	○	4か所	175人	124人	109人
			幼稚園	○	1か所	93人	7人	0人
		地域型保育給付	小規模保育事業	×	0か所			0人
			家庭的保育事業	×	0か所			0人
			居宅訪問型保育	×	0か所			0人
			事業所内保育	×	0か所			0人
		認可外保育施設		×	0か所		0人	0人
確認を受けない幼稚園		×	0か所	0人				
平成28年度	量の見込み(必要利用定員総数)					281人	386人	229人
	(確保の内容 提供体制)	施設型給付	保育所	○	5か所	0人	248人	124人
			認定こども園	○	4か所	184人	130人	105人
			幼稚園	○	1か所	97人	8人	0人
		地域型保育給付	小規模保育事業	×	0か所			0人
			家庭的保育事業	×	0か所			0人
			居宅訪問型保育	×	0か所			0人
			事業所内保育	×	0か所			0人
		認可外保育施設		×	0か所		0人	0人
確認を受けない幼稚園		×	0か所	0人				
平成29年度	量の見込み(必要利用定員総数)					277人	380人	222人
	(確保の内容 提供体制)	施設型給付	保育所	○	5か所	0人	244人	120人
			認定こども園	○	4か所	182人	128人	102人
			幼稚園	○	1か所	95人	8人	0人
		地域型保育給付	小規模保育事業	×	0か所			0人
			家庭的保育事業	×	0か所			0人
			居宅訪問型保育	×	0か所			0人
			事業所内保育	×	0か所			0人
		認可外保育施設		×	0か所		0人	0人
確認を受けない幼稚園		×	0か所	0人				
平成30年度	量の見込み(必要利用定員総数)					264人	362人	216人
	(確保の内容 提供体制)	施設型給付	保育所	○	5か所	0人	233人	117人
			認定こども園	○	4か所	173人	122人	99人
			幼稚園	○	1か所	91人	7人	0人
		地域型保育給付	小規模保育事業	×	0か所			0人
			家庭的保育事業	×	0か所			0人
			居宅訪問型保育	×	0か所			0人
			事業所内保育	×	0か所			0人
		認可外保育施設		×	0か所		0人	0人
確認を受けない幼稚園		×	0か所	0人				
平成31年度	量の見込み(必要利用定員総数)					252人	346人	211人
	(確保の内容 提供体制)	施設型給付	保育所	○	5か所	0人	223人	114人
			認定こども園	○	4か所	165人	116人	97人
			幼稚園	○	1か所	87人	7人	0人
		地域型保育給付	小規模保育事業	×	0か所			0人
			家庭的保育事業	×	0か所			0人
			居宅訪問型保育	×	0か所			0人
			事業所内保育	×	0か所			0人
		認可外保育施設		×	0か所		0人	0人
確認を受けない幼稚園		×	0か所	0人				

2. 地域子ども・子育て支援事業の確保策

				実施 有無	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者支援事業	確保策	箇所数	か所	×					
時間外保育事業(延長保育)	量の見込み	(年間)	人/年		1,968	1,992	1,944	1,860	1,800
	確保策	提供量	人/年	○	1,968	1,992	1,944	1,860	1,800
		箇所数	か所		8	8	8	8	8
放課後児童健全育成事業	量の見込み	(年間)	人/年		3,348	3,060	2,952	2,844	2,796
	確保策	提供量-低学年	人/年	○	2,940	2,640	2,568	2,412	2,472
		提供量-高学年	人/年		408	420	384	432	324
		箇所数	か所		8	8	8	8	8
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	(年間)	人日/年		14	14	14	14	14
	確保策	提供量	人日/年	○	14	14	14	14	14
		箇所数	か所		2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	(月間)	人回/月		4,668	4,428	4,296	4,176	4,044
	確保策	提供量	人回/月	○	4,668	4,428	4,296	4,176	4,044
		箇所数	か所		4	4	4	4	4
一時預かり (在園児対象)	量の見込み	<1号認定>	人日/年		617	646	637	606	580
		<2号認定>	人日/年		13,801	14,465	14,230	13,565	12,965
	確保策	提供量	人日/年	○	14,418	15,111	14,867	14,171	13,545
		箇所数	か所		4	4	4	4	4
一時預かり (幼稚園以外)等	量の見込み	(年間)	人日/年		1,100	1,100	1,200	1,200	1,200
	一時預かり (幼稚園以外)	提供量	人日/年	○	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200
		箇所数	か所		4	4	4	4	4
病児病後児	量の見込み	(年間)							
	確保策	提供量		×					
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター就学児)	量の見込み	(年間)	人日/年		17	15	15	15	15
	確保策	提供量-低学年	人日/年	○	23	23	23	23	23
		提供量-高学年	人日/年		12	12	12	12	12
		箇所数	か所		1	1	1	1	1
妊婦健康診査	量の見込み	(年間)	人/年		200	200	200	200	200
	確保策	提供量	人/年	○	200	200	200	200	200
					妊婦健診 15回				
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	(年間)	人/年		200	200	200	200	200
	確保策	提供量	人/年	○	200	200	200	200	200
養育支援訪問事業	量の見込み	(年間)	人/年		5	5	7	7	7
	確保策	提供量	人/年	○	5	5	7	7	7
実費徴収に係る補足給付を行う事業	確保策			×					
多様な主体が本制度に参入することを促進 するための事業	確保策			×					

第3編：子ども・子育て支援施策の推進

第1章 施策推進の考え方

1. 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づいて、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

子ども・子育て支援法の制定にともない、次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画において、取り組みを推進していくこととなりましたが、次世代の社会を担う子どもたちが健全に育成される地域社会を構築していくためには、より総合的で多様な施策の推進が必要と考えられます。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成 26 年度までの時限法でしたが、法改正にともない、法律の有効期限が 10 年間延長（平成 37 年 3 月 31 日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となりました。（市町村行動計画の策定については任意となりました）

そこで、本市においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と延長された次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を一体的に推進していくこととしました。

なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に関わる取り組みについては主に第2編において整理しているため、第3編においては、主に保育サービスや子育て支援事業等を除いた次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策について、今後の取り組み方向などについて整理しています。

2. 次世代育成支援に関わる国の方向性

次世代育成支援対策推進法の改正にともない、新たにいくつかの取り組みを推進することが国より示されています。

■放課後子ども総合プラン

- ・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を着実に推進
- ・その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい
- ・このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の平成31年度の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要
- ・新たに放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合は、小学校で一体型に、既に小学校でこれらの事業を実施している場合は放課後児童クラブの対象児童も放課後子供教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進
- ・放課後児童クラブの実施に当たっては、小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要

国では「放課後児童クラブ」の受け入れ枠を平成31年度末までに30万人分増加させ、「放課後子供教室」は全小学校区で実施（約2万カ所、うち約1万カ所以上を放課後児童クラブと一体的に実施）させる方針を示しており、市町村における放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的実施等の取り組みを、国が予算・運用面で後押ししていく方向を示しています。

■地域における人材養成

- ・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成など、地域の人材の効果的な活用が必要

国では「子育て支援員（仮称）」の創設による人材確保の方針を示しています。

「子育て支援員（仮称）」は国が示すガイドラインによる「子育て支援員（仮称）研修」を修了した者を認定するもので、これにより女性雇用や保育士等人材の確保につなげるという方向を示しています。

本市においても、国や県の施策の動向や地域におけるニーズや基盤の整備状況を見極めながら、新たな取り組みが必要な場合には、計画期間中においても新規事業に取り組んでいきます。

第2章 施策の展開

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援

1-1：子どもたちの健全育成

1)ジュニアスポーツ事業

【事業概要】

スポーツを通じて子どもの体力増進と、運動習慣の定着を図り、子どもの健全な育成に寄与するため、ジュニアスポーツ事業を行っています。

潟上市全域の小学生を対象に、誰でも楽しめるビーチボールバレー競技を通じて児童の交流を深めています。

【取り組みの方向】

潟上市全域の小学生を対象としていますが、スポーツ少年団を中心とした参加状況となっているため、地域・小学校から気軽に参加できるような安全に楽しめる競技種目を検討し、より多くの子どもの参加に向け周知・啓発に努めていきます。

2)子ども会活動

【事業概要】

地域における仲間活動を通して、子どもの心身の発達に必要な知識等を身に付けるための活動をしています。

【取り組みの方向】

少子化の影響により、子ども会の数が年々減少傾向にあり、近隣の子ども会と合同による活動や活動を休止しているところもあります。

こうした状況から、市子ども会育成会連絡協議会（加盟113団体）が中心になり単位子ども会への助成を行いながら、市全体の事業を実施していますが、助成を申し込む単位子ども会の固定化が見られます。

今後、市子ども会育成会連絡協議会による人材育成と事業内容の検討を進め、事業の活性化と参加の促進を図ります。

3)児童館活動

【事業概要】

児童館では、遊びを通して、健康な体で豊かな情操を育て、子ども同士の「和」を広げていく活動を行っています。

追分、昭和中央、若竹の 3 地区施設において、児童を対象に様々な遊びや伝統行事、地域交流の機会を提供しています。

【取り組みの方向】

今後は、地元自治老人会との地域交流の機会をさらに充実していくとともに、児童の遊びの意識を再認識し、各種活動を通じて、連帯感や遊ぶという気運の高揚を図るようにしていきます。

4)読書活動の推進

【事業概要】

読書は子どもから大人まで感性を磨き、自己の表現力を高め、想像力を豊かにするなど、充実した人生を送るため、すべての市民が読書の機会を享受できる環境の整備を推進します。

図書館及び昭和学習館、飯田川分館、追分分館において、郷土資料の収集や蔵書を計画的に拡充するとともに、読書習慣事業などを実施し、読書に親しむ環境づくりを進めています。

利用者には、レファレンスサービス、企画展示、リクエスト図書のサービス、学校図書室との連携、市内読書会やおはなし会の育成支援を行っています。

【取り組みの方向】

市民のニーズに応えるため、本館及び分館のより一層の蔵書の充実を図るとともに、幼・保育園、小・中学校との連携を強化し、本と触れあう機会を多くすることが必要と考えられます。

「潟上市子ども読書活動推進計画」に基づき、幼稚園及び保育園、小中学校との相互連携を図りながら、読書に親しむ環境づくりに取り組んでいきます。

また、読書会やおはなし会の支援、読書ボランティアの育成に努め、市民による読書習慣の機運を高め、読書活動の推進に取り組めます。

5)スポーツ少年団運営・育成事業

【事業概要】

スポーツを通じて子どもの健全な成長と体力向上を図るため、スポーツ少年団の育成・指導に努めます。

【取り組みの方向】

湯上市スポーツ少年団は市の合併後、年々団員数が減少する傾向にあり、団員の減少により、活動を中止する団体が出てきています。

また、冬期間においては、各単位団の活動場所の調整が難しくなっています。

今後はスポーツ少年団本部及び各指導者が連携し、指導方法や入団しやすい環境づくりに努め、団員の確保・増加を図ります。

6)環境学習の推進

【事業概要】

子どもの環境学習や環境保全のための活動を支援します。

環境教育の一環としておこなわれているクリーンセンターの施設見学を毎年受け入れています。

【取り組みの方向】

平成 25 年度にはクリーンセンターの改修工事が行われていたため、受け入れに制限がありましたが、今後は十分な受け入れ態勢を整え、継続して施設見学の受け入れに対応していきます。

7)児童手当の支給

【事業概要】

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に手当を支給しています。

（支給月額は以下の通り）

- ・ 0 歳～3 歳未満：1,5000 円
- ・ 3 歳～小学校修了前まで：1.2 子 10,000 円
- ・ 3 歳～小学校修了前まで：3 子以降 15,000 円
- ・ 中学生：10,000 円
- ・ 所得制限以上：5,000 円

【取り組みの方向】

今後も国の施策にしたがって継続して実施していきます。

1-2：交流事業の充実

1)映画鑑賞会

【事業概要】

名作・秀作映画を通じて、市民が芸術や文学に親しみ、見聞を広める機会を提供しています。

映画鑑賞会は、主に児童や生徒を対象とした作品を選考しながら上映会を開催しています。

【取り組みの方向】

図書館の事業計画において、大人から子どもまで楽しめる作品を選考し、市民の芸術・文化の高揚に資するよう、計画的に上映会を開催します。

2)ふるさと学習推進事業

【事業概要】

中学校区の小学校 6 年生が、白神山地の豊かな自然の中で 1 泊 2 日の宿泊学習を行うことで、ふるさと潟上を見つめ直し、親睦を図ります。

中学校区の小学校 2 校が 9 月に八峰町での合同宿泊による自然体験や、市名誉市民中村征夫氏の地球環境に係る講話を中心にした合同学習を通して、ふるさと潟上をみつめ直すふるさと学習を行っています。

対象が小 6（卒業学年）であることから修学旅行（5～7 月実施）、市陸上記録会・学習発表会・学期末（8～10 月）との時期を調整して実施しています。

約 300 名の児童の学習活動の安全安心と充実を期するため、指導主事 2 名を中心に指導者を確保し体制を整えています。

【取り組みの方向】

今後は、各校担当者との事前協議の場の確保と役割分担など、運営内容の精査を行い、内容の充実を図っていきます。

3)児童館の各種教室の開催

【事業概要】

児童館を会場に、生活の知恵と生活技術の習得及び伝授を楽しみながら行うことができるように、児童館事業の各種教室を開催します。

各施設において、独自事業及び交流事業を実施しています。

【取り組みの方向】

教室の種類、内容に工夫を加えながら、講師等の人材確保とボランティア組織の推進に取り組みます。

4)グリーンランドまつりの子ども遊びの広場開設

【事業概要】

移動児童館教室による、乳幼児（保護者）～小・中学生を対象とした出店・ワークショップ、制作活動等の事業を展開しています。

市内の地元高校生のボランティアを集い、様々な遊びや体験活動を行うほか、ボーイスカウトによる野外体験活動も開催しています。

【取り組みの方向】

今後も、事業内容を工夫し、関係団体と連携しながら、子どもが気軽に体験できる「遊びの広場」を継続実施していきます。

5)地域交流活動

【事業概要】

各地区児童館において、高齢者から生活技術を伝授していただきながら、ふれあい、語らい、理解、実践していく楽しみを学ぶ機会として、地元老人クラブの方々と昔懐かしい遊びを通じた交流を行っています。

【取り組みの方向】

地域社会の中での高齢者の知恵と生活技術の習得が図られるよう、今後も老人クラブ等の協力を得ながら、継続して実施します。

6) ボランティア団体への支援

【事業概要】

子育てに関するボランティア活動をしている団体、個人の活動を支援します。

母子愛育部会（愛育班を含む）の部員より、市の子育て事業を中心にボランティア活動に参加してもらっています。

【取り組みの方向】

ボランティアへ協力してくれる方の固定化が課題となっているため、ボランティア活動に対する啓発に取り組んでいきます。

市育児教室における託児ボランティアや、子育て支援センターにおける子育て中の母親と交流事業を今後も継続していきます。

7) 地域活動参加促進事業

【事業概要】

市内の小学校 4 年生以上・中学生を対象に「地域活動チャレンジカード」を配布し、地域行事への積極的な参加を呼びかけています。

【取り組みの方向】

地域の行事活性化を目的に実施していますが、自分たちの住む地域での活動から、市の行事への参加と意識が変化しつつあります。

各地域では、子どもたちがクラブ活動などで多忙であり、保護者や地域の方々、そして学校の協力が不可欠となっています。

今後は、事業の周知と啓発活動を行い、対象学年の見直しを検討するなど事業の活性化と参加促進を図ります。

8)子ども体験・親子ふれあい体験教室

【事業概要】

小学生及び保護者による体験活動として、年数回の創作活動を通じて、ふれあいを深める活動を行っています。

夏休み・冬休み期間中での開催により、作品づくりやおやつ作り、お弁当作りを行っています。親子でアート作品に挑戦しながら、親子の触れ合いを楽しむ場となっています。

【取り組みの方向】

各公民館で実施しているため、会場まで遠距離の児童は送迎が必要となり、参加できない児童もいることから、今後は移動教室などを検討し、事業の充実を図ります。

9)ABCキッズ(英会話教室)

【事業概要】

市内の小学３年生・４年生を対象にALT（外国語指導助手）と会話を楽しみながら英語に親しみ、会話の基本を習得するとともに、仲間づくりを行っています。教室では、市民の講師が通訳を務め、異文化体験など魅力あるメニューが毎月行われ、参加希望者が増加傾向にあります。

【取り組みの方向】

活動の内容が固定化しつつあり、前年も参加した児童にとっては、同じ内容となるため、活動内容を工夫しながら、充実した活動を目指していきます。

10)こども映画祭

【事業概要】

児童館自由来館児童と児童クラブ入所児童による「こども実行委員会」を組織し、児童厚生員のサポートのもと、事前準備や当日の運営等を役割分担して、子どものための映画祭を開催しています。

平成 23 年度から始まった事業で、児童による実行委員の企画運営は、学区を越えた交流があるほか、子どもたちが楽しさと達成感を味わう良い機会となっています。

【取り組みの方向】

市内すべての児童による映画祭としているため、地区の偏りがないよう開催場所や移動方法、参加募集方法等、事業内容を工夫し、児童が気軽に参加できるように事業の充実を図ります。

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-1：家庭の子育て力の強化

1)子育て教室

【事業概要】

乳幼児・幼児・小学生をもつ保護者を対象に、子育てについての講話・実習・学習、また仲間づくりも含めて活動を行っています。

昭和・飯田川公民館では合同で、子育てのストレス解消と仲間づくりを目的に料理や趣味講座を合同開催して、天王公民館では、子育てに役立つ料理や講話などを開催しています。

【取り組みの方向】

各公民館教室では、参加者が減少傾向にあるため、参加者の意見を取り入れた活動内容や開催時期などを検討しながら、より多くの市民が参加できるよう事業の充実を図ります。

2)託児サービスの実施

【事業概要】

市が主催する行事に、参加者の児童を預かる託児を実施します。託児業務は託児団体へ委託しています。

公民館や子育て支援センター、健康推進課などの教室や行事に参加者児童の託児をしています。

託児サービスの実施により、未就園児のいる保護者の参加が増えています。

【取り組みの方向】

子どもの年齢や託児の慣れによって、委託する子育てサポーターの人数、能力が一定していないため、従事する子育てサポーターのスキルアップ研修を行います。

3)父親の育児参加推進事業

【事業概要】

男性の育児休業取得をはじめとする、男性の子育て参加の促進を図るための情報や学習機会の提供を図ります。また父親の育児参加のみに特化した事業を実施するのは難しい状況のため、関係機関から提供される情報やチラシ等を提供するなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行っています。

【取り組みの方向】

父親参加事業に参加しやすい休日に行うなど配慮します。また家事・育児等の教室を開催できるよう、関係機関と連携を図りながら事業実施に向けた検討を行っています。

2-2：母親と子どもの健康の確保

1)妊婦学級「プレママ・プレパパ教室」

【事業概要】

妊婦及びその家族に対し、妊娠・出産・育児についての知識の普及と妊婦同士の交流を目的としています。

【取り組みの方向】

平成24年より事業の実施を見合わせていましたが、平成26年度から子育て支援事業（子育てふれあい広場）に組み入れて実施しています。対象を妊婦の夫にも拡充し、育児を夫婦で行えるよう支援する内容としています。

働く妊婦やその夫が参加しやすい開催方法で実施し、ニーズに合った内容で充実を図っていきます。

2)母子健康手帳の交付

【事業概要】

一貫した母子の健康管理を図ることを目的として、妊娠届をした者に対して母子健康手帳を交付しています。

母子手帳・妊婦健康診査受診票の発行、及び妊婦健診のお知らせ、健康相談等を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も国の施策にしたがって継続して実施してまいります。

3)乳児健康診査

【事業概要】

発達上で節目の時期である、生後4か月、生後7か月、生後10か月に、乳児の健やかな育ちを支援し、保護者の育児に関する不安や心配が軽減されるよう、乳児健康診査を実施しています。

対象者はそれぞれの月齢児と保護者となっています。

4か月、7か月児健診は集団方式、10か月児健診は医療機関方式で実施しており、問診、身体計測、医師による内科診察、保健指導、栄養指導を行っています。（10ヶ月児健診での栄養指導は必須項目ではありません）

【取り組みの方向】

乳児期に多い授乳や離乳食に関する悩みについて、栄養士・保健師が連携し、不安がなく行えるよう支援します。10ヶ月児健診は、医療機関方式のため、栄養指導が十分に受けられない場合もあり、必要とする者が指導を受けられるような体制を整えていきます。

また育児不安の内容が多様化し、なかには継続的な関わりが必要なケースもあるため、母子の健康状態や育児状況の把握に努め、関係機関と連携して支援に取り組んでいきます。

4) 幼児健康診査

【事業概要】

1歳6ヶ月児、3歳児は発育、発達上でも節目の時期であり、生活習慣の基礎をつくる大事な時期であるため、幼児の健やかな育ちを支援し、保護者の育児についての不安や心配を軽減することを目的としています。対象者は1歳6ヶ月児、3歳児及びその保護者となっています。

幼児健康診査は集団方式で実施しており、問診、身体計測、発育発達チェック、医師による内科診察、保健指導、栄養指導、臨床心理士による発達相談等を行っています。（3歳児は聴覚検査と視力検査、尿検査が追加）

【取り組みの方向】

児が「発達の遅れ」等で要観察・要指導及び要精査となっても、保護者がそれを受け入れるには時間を要する場合があります、早期に適切な支援が受けられるよう、個別的な関わりが必要となっています。

また、親の子育て等に対する環境や悩みの多様化も見られることから、保護者の話をよく聞き、関係機関とも連携し、個々の悩みにあった支援ができるよう取り組んでいきます。

未受診者に対しては受診勧奨を実施し、電話や訪問にて母子の健康状態や育児状況の把握に努めていきます。

5) 歯科健康診査

【事業概要】

歯科保健に関する正しい知識と技術の普及を図り、う歯予防への取り組みが出来るよう支援するとともに、う歯の早期発見・治療に繋ぐことを目的に実施しています。

対象者は1歳6ヵ月・2歳6ヵ月・3歳児及びその保護者に集団で実施しており、歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導等を行っています。

【取り組みの方向】

う歯罹患率は各健診とも年々減少傾向にありますが 3 歳児のう歯罹患率は県平均よりも高い状態にあります。

今後も保護者に対するブラッシング指導や、むし歯になやすい食べ物・飲み物等の指導を徹底し、う歯予防の大切さを啓発していきます。

6)子育て支援事業(子育てふれあい広場)

【事業概要】

子育て中の家族が集い、情報の共有や妊娠・育児に関する不安を軽減できる場と子どもの健全な発育・発達を支援する場を身近に設け、総合的な子育て支援を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も関係機関による事業内容検討会を実施し内容の充実を図っていきます。また日曜日の開催を継続し、働いている方も参加しやすいような体制を図っていきます。

7)乳幼児及び保護者に対する家庭訪問・面接及び電話による育児相談

【事業概要】

支援の必要な保護者に対し、随時家庭訪問や面接及び電話による育児相談を実施しています。

【取り組みの方向】

家庭訪問・面接、電話による相談の他、年に数回、子育て支援センターの育児相談日に保健師と栄養士が出向き、保護者が相談しやすい環境づくりに努めております。今後も継続して相談体制を整え支援していきます。

保護者が仕事をしている場合、十分な受け入れができないこともあるため、保育園・幼稚園などと連携した体制づくりの強化を図ります。

8) 歯みがき教室

【事業概要】

市内幼稚園・保育園・小学校において、保健師と歯科衛生士による歯の大切さの講話とブラッシング指導等を行っています。

【取り組みの方向】

3歳半児歯科健診時から小学校入学時までのう歯罹患率が高いため、幼稚園・保育園・小学校において歯みがき指導（保護者を含む）を実施しています。今後とも引き続き内容の充実を図り指導の強化に取り組んでいきます。

9) 予防接種

【事業概要】

予防接種法・感染症法に基づき、予防接種を実施しています。

（ＢＣＧ／三種混合／四種混合／不活化ポリオ／ＭＲ／水痘／日本脳炎／二種混合／ヒブワクチン／小児用肺炎球菌ワクチン／子宮頸がんワクチン／インフルエンザ：生後６ヶ月～高校３年生相当、妊婦）

集団感染による流行拡大や、重症化予防のため、インフルエンザ予防接種の対象を中高生及び妊婦に拡充して取り組んでいます。（医療機関で接種）

また、先天性風しん症候群の予防のため、妊娠を希望する女性及びそのパートナーで、風しん抗体が十分でない者に対し、風しん予防接種費用の助成を実施しています。

【取り組みの方向】

予防接種法の変更などで、接種の時期や回数が変わり複雑化しており、分かりにくいと感じている人も多いため、対象者への周知、未接種者への勧奨を継続していきます。

今後も国の施策にしたがって継続していくとともに、未受診者の把握・接種勧奨により、接種率の向上に取り組んでいきます。

10)思春期健康講座

【事業概要】

中学生を対象に、命の大切さを感じ、自分自身の命・家族や仲間の命の尊さに気づき、学びを深めてもらうことを目的として実施しています。

市内 3 中学校の 1 年生を対象に保健師・助産師による『いのちの大切さ出前講座』を実施しており、講話や胎児人形の抱っこ、妊婦ジャケットの着用など体験学習等も盛り込んで行っています。

【取り組みの方向】

講座実施後のアンケートからは命の大切さを実感できた内容が多くみられるため、今後も継続して実施していきます。

開催時期や内容の詳細について学校側と助産師会と連絡調整しながら、スムーズに実施できるように努めます。

11)妊婦歯科健康診査事業

【事業概要】

妊娠期の歯周疾患の早期発見と予防により妊婦の健康の維持増進に努めるとともに、歯科の健康に対する意識を高めるために妊婦歯科健康診査を実施しています。（委託医療機関で実施）

妊婦歯科健康診査受診票を発行し、全額補助しています。

【取り組みの方向】

受診率は約 50%前後と低い状況にあるため、妊娠届出時に妊婦歯科健診の必要性や受診方法等の周知を徹底し、受診率の向上に努めています。

12)親子の食育教室

【事業概要】

小学生と保護者を対象に、親子の食育教室を開催し、食育に関する意識の高揚を図っています。

小学校全学年に実施しており、親子で一緒に調理することで、様々な調理法を覚え、食への関心や食べることの大切さを学べるようにしています。

【取り組みの方向】

教室の対象者については、平成 25 年度までは小学 4 年生までとしておりましたが、高学年までにしてほしいとの要望が多かったため、平成 26 年度より全学年で実施しております。今後も継続して取り組んでいきます。

13)乳幼児及び小学生の福祉医療費の支給

【事業概要】

乳幼児及び、平成24年8月から小学生の医療費の自己負担分の一部（乳児及び非課税世帯は全部）を助成しています。県の基準の非該当者に対しても市単独で拡大助成を行っています。

【取り組みの方向】

今後も県の施策にしたがって継続して実施していきます。

14)特定不妊治療費助成事業

【事業概要】

県の特定不妊治療助成事業を受けた方で、県の助成額を超えた費用について全額助成します。

【取り組みの方向】

不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も継続して事業を周知していきます。

県の施策にしたがって継続して実施していきます。

15)一般不妊治療費助成事業

【事業概要】

一般不妊治療に要した自己負担分に対して1回につき5万円を上限に年3回まで、通年5年間助成します。

【取り組みの方向】

不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も継続して事業を周知していきます。

事業についても継続して実施していきます。

16)不育症治療費助成事業

【事業概要】

保険適用の有無に関わらず、不育症の治療に要した自己負担分について一人年間30万円を限度に助成します。

【取り組みの方向】

不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も継続して事業を周知していきます。

事業についても継続して実施していきます。

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

3-1：学校環境の整備

1)学校評議員

【事業概要】

「開かれた学校づくり」を推進するために、地域住民の学校運営への参画を図り、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることができるように、評議員制度を導入しています。

評議員には教育活動について、行事や評議員会議等の参加を通して評価を行っていただいています。

各校の評議員には、随時、学校教育活動についての情報を発信し、行事や評議員会議等の参加を通して評価を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も外部評価を生かした学校経営の充実を進めていきます。

2)教育相談体制の充実

【事業概要】

小学校においては、子どもと親の相談員すべての学校に1名ずつを配置し、中学校においては心の教室相談員1名を配置して、いじめや不登校の問題に対応しています。

小学校6校と中学校1校に相談員を配置することで、様々な実態を抱える児童生徒や保護者対応の一助となっています。

【取り組みの方向】

今後は、各種の相談機関との連携を強化しながら効果的な対応ができるようにしていきます。

3)奨学金の貸与のための育英会支援

【事業概要】

貸与終了者からの返還金を資金として、高校生、大学生、短大生、専門学校生へ奨学金を貸与します。

【取り組みの方向】

未返還者への督促を継続して実施しています。円滑な貸与につながるよう、返還督促の推進に取り組んでいきます。

4)確かな学力向上のための小中学校教育の振興

【事業概要】

小・中学校において児童生徒の一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進するために必要な教材等を整備し、教育環境の充実を図ります。

新指導要領の全面実施となり、各小・中学校に必要なカリキュラムの整備と、各種補助金を活用した教材備品整備を継続して実施してきました。

【取り組みの方向】

各校長の学校経営方針の下、各校の重点目標に沿ったPDCAが今後も機能するように評価検証を継続するとともに、市校長会への継続指導・助言を行います。

5)学力向上検討委員会及び学習指導改善協議会の設置

【事業概要】

児童生徒の学力向上のために諸調査を分析・検証し、具体的な方策を協議し、各校における共通理解・共通実践を図ります。

国の学力検査や県の学習状況調査等の諸調査、市独自のアンケート調査の実施を通して、データ分析に基づいた担当者（研修主任等）の研修会、市教職員全体の研修会（年2回）の実施により、市の児童生徒の課題に応じた具体策を検討し、学習指導につなげてきました。

【取り組みの方向】

国の学力検査や県の学習状況調査等の諸調査、市独自のアンケート調査の実施を通して、データ分析に基づいた研修を行っていきます。

また、県市連携と小・中連携を生かしながら、各校区の課題にそった具体的な研究協議、研修となるよう検討します。

6)小中学校の連携推進事業

【事業概要】

児童生徒の小・中学校 9 年間の連続した健やかな心身の成長を支援するために、3つの中学校ごとに連携協議会を設置し、重点取り組み事項を教議し組織的に職員間・児童生徒間の連携・交流事業を行っています。

各中学校区の小・中学校が9年間の育ちの連続性を意識し、共通課題を設定して互いの教育活動を参観・参加したり、協議会を開催して協同研修を実施しています。

【取り組みの方向】

各校区の課題を意識した各校における実践課題の設定を行い事業に取り組むとともに、各校区の幼保との連携による協同研修の実施を行っていきます。

7) 県教育委員会との教育連携の推進

【事業概要】

小・中学校における教職員の指導力向上と児童生徒の学力向上に資するため、県総合教育センター等との連携を活用し、各校の教職員研修の充実を図ります。

県教育委員会との教育連携協定に基づき、県の教育施策に基づく教育活動の先行実施や各校の研究課題に沿った指導支援の要請など、「Give and Take」の相互関係により学校教育の質の向上を図っています。

各校の校内研究授業の際のセンター指導主事からの専門的見地からみた指導支援が主な内容となっています。

【取り組みの方向】

市学校教育の重点に沿った各校への支援という観点からの見直しを進め、連携の趣旨に沿った事業内容の充実を図ります。

8) キャリア・スタート・ウィーク推進事業

【事業概要】

地域における翔場体験学習を通じて中学生に望ましい勤労観・職業観を育成します。

中学校2年生を対象として市内3中学校の生徒が10月に週3～5日(学校の計画による)の職場体験を実施しています。事前事後の学習により、将来の職業観を育成できるように計画しています。

【取り組みの方向】

生徒が将来なりたい職業の関連事業所で体験するというのではなく、希望を重視しながらも人数や移動距離などを考慮して調整するため、個々の生徒・保護者の意向に沿うことが必ずしもできません。

今後も、生徒や保護者の意向に配慮しながら実施時期、協力事業所の検討を行っていきます。

また、市民向けに、さらに事業趣旨の理解につながる意識啓発にも取り組んでいきます。

9) 小学校外国語活動推進事業

【事業概要】

小学校外国語活動について指導方法等の確立を図るため、英語活動支援員を配置し学級担任と共に指導にあたる等の実践的な取り組みを推進し、教材の整備に努めています。

小学校6校の5、6年生が週1時間、年間35時間の外国語活動の授業を受けていますが、その全時間に支援員（外国での生活経験を持ち英会話に堪能な潟上市民）を配置して、担任とのTT（ティームティーチング）を実施しています。

【取り組みの方向】

現在は5、6年生での授業を行っていますが、1～4年生における外国語に触れる学習機会を確保することも必要と考えられます。

各小学校の教育課程編制の際に国際理解教育の系統表を見直すなど、計画的な指導を図っていきます。

10) 外国語青年招致事業

【事業概要】

小・中学校での英語活動・外国語科の学習を充実させるとともに、国際理解を推進するため、外国人指導助手を各校に派遣し授業を支援します。

2名のALTを中学校での英語科の授業及び小学校での外国語活動や国際理解教育の学習での授業で、担当教諭とのTT（ティームティーチング）を実施しているほか、各種団体主催の英語教室等に講師として関わっています。

【取り組みの方向】

近年、外国語教育が重要視され、小学校低学年からの英語教育の必要性が提唱される中で、2名のALTだけで対応していくことは難しくなっているため、小学校外国語活動支援員等の連携などにより、十分な人員体制の整備を進めています。

11) 中学校ホームステイの助成

【事業概要】

中学生に将来国際社会を生き抜く社会性を身に付けさせるために、海外でのホームステイを実施します。

中学校2年生を対象として市内3中学校の生徒及び保護者に趣旨を周知し、事前説明会を2回行うことで、研修内容の充実を図っています。

【取り組みの方向】

各校の低学年や小学生に成果を発表できる機会を設定するなど、児童生徒の国際理解教育につなげる工夫をしていくことや、成果の普及を図るため、各校における成果発表会の開催を検討していきます。

また、小・中連携を生かして小学校6年生への伝達会などの開催についても検討していきます。

その他に、訪問先の検討（現在は検討を加えながら、結果として、オーストラリアとしている。）、訪問先での現地学校との交流内容の見直しなどについても進めていきます。

3-2：地域の子育て力の強化

1) 地域の子育てネットワークづくりへの支援

【事業概要】

社会全体で子育て支援をしようとする活動や機運づくりを醸成するために、子育て支援に係わる団体や個人のネットワークづくりや活動への支援をします。

子育てにかかわる市民活動団体「子育てネットワーク協議会」に対して、助言、情報提供、活動場所の提供などの活動支援をしています。

協議会との情報の共有と地域の子育て力の基盤強化を図ります。

【取り組みの方向】

行政との関わりを協働の視点から整理していくことが必要であり、子育てに係わる個人、団体への情報提供や技術的支援のほか、子育てコーディネーターやサークルリーダーなどの人材育成に努めます。

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1：子育てバリアフリーの推進

1) 公共施設、公共交通機関、建設物等のバリアフリー化

【事業概要】

庁舎などの公共施設におけるスロープや多機能トイレ、歩車道分離、段差解消など、子どもと一緒に安全に快適に利用できるように、計画的に順次バリアフリー化に取り組んでいます。

すでに、各庁舎ともスロープ設置は終了しており、おむつ交換台については昭和庁舎では設置済みとなっています。

【取り組みの方向】

今後も新庁舎建設時に継続してバリアフリー化に取り組んでいきます。

2) 公園の整備

【事業概要】

子どもたちを安心して遊ばせることのできる、整備された公園の実現に向けて、関係機関と連携をとりながら、計画的に行っています。

【取り組みの方向】

子どもたちの遊び場としてだけでなく、地域住民のレクリエーションの場としても、安全に利用してもらうために修繕等を行っていきます。

魅力的な公園の整備に向けて、既存の公園等を子ども及び地域住民のニーズにあったものにし、有効活用を図ります。

3)安全な道路環境の整備

【事業概要】

安全な道路環境の整備に向けて計画的に取り組んでいます。

【取り組みの方向】

主要な公共施設等を結ぶ幹線道路は整備を進めています。通学路を中心に歩道等が未整備な区間については今後も整備が必要となっています。

また、踏切については、狭隘な箇所の早急な拡幅等改良が必要です。

主要な公共施設等を結ぶ幹線道路等については移動等の円滑化を推進し、通学路については歩道等の設置を含む道路整備など、安全・安心な歩行空間の創出を推進していきます。

また、JRとの協議を進め、狭隘な踏切の改善に向けて取り組んでいきます。

4-2：子どもの安全の確保

1)「子ども 110 番のいえ」等緊急避難場所の設置促進

【事業概要】

「子ども 110 番のいえ」は、児童が登下校や遊んでいるときに不審者と遭遇した時に助けを求めて、逃げ込む場所として地域内の協力者にお願いをしているものです。

「子ども 110 番のいえ」は大事に至る前にその児童を保護するとともに、警察や学校及び保護者等に緊急連絡を行うことになっており、その存在によって犯罪への抑止力となることを期待して設置しています。

青少年育成湯上市民会議等との連携により、平成 24 年度には「こども 110 番（子ども緊急避難所）」シールを作成し、登録・協力していただいている家庭へ更新分を配付するとともに、自治会長等の協力のもと、新規の登録者に配付するなど、啓発活動を行っています。

学区内の「こども 110 番のいえ」については、児童生徒及び保護者に周知を行っています。

【取り組みの方向】

今後も「110 番のいえ」の更なる周知活動を行い、各学校から、ボランティア実施状況について校報等を通じた情報発信を継続し、組織拡充と抑止力・啓発につながるように努めていきます。

2)防犯灯の整備促進

【事業概要】

防犯上の見地から夜間の歩行者や、自転車の安全を図るため、地域からの申請に基づき防犯灯を設置します。防犯灯の維持管理（修繕料・電気料）は市で負担しています。

防犯灯の設置については、通勤通学路の安全確保と犯罪の未然防止を目的に、地域の要望を取り入れながら行っています。また、地域要望による防犯灯の設置については、設置費の半額を市で助成しています。

【取り組みの方向】

設置箇所によっては光害が発生する可能性があることにより、場所によっては設置できないこともあるため、個々の状況に配慮しながら継続して防犯灯の整備等を進めていきます。

3)交通安全教室の開催

【事業概要】

交通安全についての知識を深めるとともに、交通ルールを守り、自身や周りの安全に気を付けて、日常生活を送ることができるように、警察や交通安全関係団体の協力のもと、交通安全教室を開催しています。

各幼稚園・保育所・小学校・中学校において警察署と連携・協力のもと、入園入学後に交通安全教室を実施しています。

【取り組みの方向】

通園、通学路を使用した実践的な内容の交通安全教室を行う必要があり、自転車を使用して交通安全教室をする場合には自転車の確保が必要になるなど、教職員のみならず、保護者や地域住民の協力が不可欠と考えられます。

今後も保護者や地域住民、警察署や交通指導隊の協力を得ながら、日常使用している生活道路を会場として、実践的な交通安全教室を実施していきます。

4)防犯指導の実施、防犯機器の貸与

【事業概要】

犯罪から子どもたちを守るために、警察や防犯団体、地域住民の協力を得ながら各保育所・幼稚園・小中学校で防犯指導を行っています。

また、登下校中の児童生徒が犯罪に巻き込まれないように携帯用の防犯ブザーを配布しています。

警察や防犯団体、地域住民の協力を得て、小・中学校で防犯教室や防犯訓練を行っています。また、登下校中の児童生徒が犯罪に巻き込まれないように携帯用の防犯ブザーの携行を奨励しています。

【取り組みの方向】

今後は地域住民と一体となった研修を実施し、地域ぐるみの防犯体制づくりに取り組んでいきます。

5)チャイルドシート購入費補助

【事業概要】

乳幼児の交通事故被害の軽減を図るため、チャイルドシート購入費の補助をしています。

チャイルドシートの着用促進と乗車中の乳幼児の安全や交通事故被害の軽減を図るため、チャイルドシートの購入費の半額補助（上限 15,000 円）を行っています。

【取り組みの方向】

今後も事業の周知に努めるとともに、正しい装着、利用をするよう呼びかけていきます。また、市広報等への情報掲載を継続して行っています。

6)地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業

【事業概要】

学校と地域との連携を図り、地域社会で学校安全に取り組むことができるような体制を整備し、充実させています。

各小学校区ではスクールガードボランティアを募り、登下校の安全安心の見守り活動を実施しています。

年度初めは、「であいの会」、年度末には「感謝の集い」を開くなどして、子どもたちが身近な地域の方に守られている意識をもつ場となっています。

【取り組みの方向】

地域住民ボランティアの意識は高いものの、保護者の協力と意識の向上が何より重要となるため、今後も保護者への意識啓発に取り組んでいきます。

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

5-1：障がい児施策の充実

1)障がい児保育事業

【事業概要】

保育園、幼稚園で障がい児の保育をします。

市内では公立保育所、幼稚園9園で障がい児保育を実施しています。

専門機関と連携しながら、一人ひとりの実態に応じた適切な支援をしています。

【取り組みの方向】

心身障がい児に対応する保育士の増員や施設整備など、多様なケースに応じた対応が必要であり、研修や園全体の理解を深め、保育の充実を図ります。

また、心身の発達に障害があると思われる場合は、保護者との信頼関係のもと、専門機関と連携して対応していきます。

2)特別支援教育の充実

【事業概要】

小・中学校の特別支援教育は、従来からの知的障がいに加えA D H D (注意欠陥/多動性障害)等の障がいのある児童生徒の増加のため、情緒障がいの学級を設置し、心身に障がいをもつ児童生徒の心身の発達や障がいに応じた指導を行っています。

早期からの就学指導を進めるために年度当初に啓発パンフレットを年長児保護者対象に配付し、教育相談を継続しながら、就学指導委員会を年2回開催し、個々の実態に沿った適切な就学指導を推進しています。

【取り組みの方向】

福祉・健康・学校教育の連携した個々のケースへの関わりが重要と考え、社会福祉課等と教育委員会との連携によるケース会議を開催しています。

今後も連携体制の更なる整備に取り組み、引き続き個別ケース会議を定期的に行う開催していきます。

3)特別児童扶養手当事業

【事業概要】

精神または身体に障がいのある 20 歳未満の子ども（児童）を監護している父もしくは母、または父母にかわって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給しています。

（支給額—平成 26 年 4 月～）

- ・ 1 級：49,900 円
- ・ 2 級：33,230 円

【取り組みの方向】

今後も国の施策に従って継続して実施していきます

4)重度心身障害者福祉医療費の支給

【事業概要】

障がい者に対し、医療費の一部負担を県の基準に従って助成しています。

【取り組みの方向】

今後も県の施策に従って継続して実施していきます。

5-2：ひとり親家庭に対する支援の充実

1) 児童扶養手当事業

【事業概要】

父母の離婚などにより父親又は母親と生計をともにしていない児童を監護している父または母、または父母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って、児童扶養手当を支給しています。

（支給額—平成 26 年 4 月—）

- ・ 全部支給：41,020 円
- ・ 一部支給：41,010 円～9,680 円

【取り組みの方向】

今後も国の施策に従って継続して実施していきます

2) ひとり親家庭の児童福祉医療費の支給

【事業概要】

ひとり親家庭の児童（18 歳まで）に対し、医療費の一部負担を県の基準に従って助成しています。

【取り組みの方向】

今後も県の施策に従って継続して実施していきます。

3) ひとり親家庭児童保育援助費の支給

【事業概要】

ひとり親家庭の児童の保育料を助成しています。認可外保育園、幼稚園の場合は保護者へ支給をしています。

【取り組みの方向】

県事業を利用して事業を行うため、子ども・子育て新制度への移行にともない、県事業の見直しがあった場合には、県の取り組みに合わせて実施していきます。

4)ひとり親家庭日常生活支援事業

【事業概要】

ひとり親家庭及び寡婦が、就職活動や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合または、生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者を派遣するなどにより、ひとり親などの生活の安定を図ります。

【取り組みの方向】

本事業に該当しても事業の利用を希望しない家庭もあるため、今後も事業の周知、理解に取り組み、支援を必要とする家庭における利用促進を図ります。

第4編：計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、差異がある場合にはその都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する市の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

2. 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置付け、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

■ 庁内横断的なプロジェクト会議による進行管理

3. 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

潟上市がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

4. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本市が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、さまざまな施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

資料編

1. 子ども・子育て会議

(1) 設置条例

○湯上市子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日

条例第29号

(設置)

第1条 湯上市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、湯上市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募委員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、幼児教育課が処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(湯上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湯上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年湯上市条例第49号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(2) 委員名簿

No	氏名	区分	所属	役職等
1	伊藤 奈緒	子どもの保護者	天王幼稚園	
2	石井 明日美	//	昭和中央保育園	
3	鈴木 恵子	//	若竹幼児教育センター	
4	京谷 知美	//	放課後児童クラブ	
5	高橋 芳雄	事業主を代表する者	潟上市商工会事務局長	
6	藤原 まつ子	労働者を代表する者	ニッポ電工（株）総務課管理部	課長
○	7 大友 秀美	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	医療法人正和会託児所てんぷす	管理者
8	宮田 セツ	//	子育てサポートかたがみぱあく代表	
9	金子 弥生	//	潟上市子育てネットワーク協議会長	
◎	10 奥山 順子	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	秋田大学教育文化学部教授	
◎	11 橋本 雅之	//	天王みどり学園校長	
12	廣野 宏正	//	秋田県教育庁義務教育課長	
13	伊東 ゆき	公募委員		
14	伊藤 優子	市長が認める者	元認定こども園若竹幼児教育センター 所長（識見を有する者）	

（順不同・敬称略）

◎：会長、○：副会長

湯上市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年

発行

湯上市

電話 018-877-7800（代表：飯田川庁舎）